

令和4年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年9月13日（火曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 4号 令和3年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 5号 令和3年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 一般質問
- 第 9 議案第38号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第39号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第40号 中頓別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第12 議案第41号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第42号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第43号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第45号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第46号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第47号 中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第48号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算
- 第20 議案第49号 令和4年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第21 議案第50号 令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第22 議案第51号 令和4年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第23 認定第 1号 令和3年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について

- 第24 認定第 2号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 3号 令和3年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 4号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 5号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 6号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第29 認定第 7号 令和3年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第30 認定第 8号 令和3年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 高橋 憲一 君 | 2番 長谷川 克弘 君 |
| 3番 西浦 岩雄 君 | 4番 宮崎 泰宗 君 |
| 5番 東海林 繁幸 君 | 6番 星川 三喜男 君 |
| 7番 細谷 久雄 君 | 8番 村山 義明 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|---------|
| 町 長 | 小林 生吉 君 |
| 副 町 長 | 遠藤 義一 君 |
| 教 育 長 | 相座 豊 君 |
| 総務課 参事 | 市本 功一 君 |
| 総務課 参事 | 笹原 等 君 |
| 総務課 参事 | 野田 繁実 君 |
| 総務課 参事 | 小林 嘉仁 君 |
| 総務課 参事 | 石川 章人 君 |
| 総務課 参事 | 矢部 智彦 君 |
| 産業課 長 | 平中 敏志 君 |
| 産業課 参事 | 永田 剛 君 |
| 産業課 参事 | 西川 明文 君 |
| 産業課 参事 | 北村 哲也 君 |

建設課長	土屋順一君
建設課参事	長尾享君
建設課主幹	北村正樹君
建設課主幹	後藤晃昭君
保健福祉課長	相馬正志君
保健福祉課主幹	五十嵐弘将君
教育次長	小林美幸君
教育委員会主幹	後藤浩一君
国保病院事務長	西村智広君
会計管理者	庵日鶴君
認定こども園園長	大島朗君
自動車学校長	山田和志君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今野真二君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎議長の挨拶

○議長（村山義明君） おはようございます。議員各位におかれましては、令和4年第3回定例会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染について町内にも拡大していることから、引き続きの感染対策におきまして町民の皆様にはご理解、ご協力をいただいているところです。議会においても引き続きマスクの着用、手指の消毒などの感染対策を徹底したいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから令和4年第3回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、西浦さん、4番、宮崎さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。それでは、議会運営委員会報告を行います。

令和4年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、8月30日及び9月2日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日9月13日から9月15日までの3日間とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期中に閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

4、町長提出議案の取扱いについて、全議案本会議で審議する。

5、決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、

令和3年度中頓別町各会計決算に係る認定第1号から認定第8号を付託して、会期中に審査を行う。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与する。

6、意見書について、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）は、西浦議員から発議される。

7、閉会中の郵送陳情などの取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

8、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、また明日から予定されている決算審査特別委員会を役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月13日から9月15日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月13日から9月15日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告及び令和3年度中頓別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

宮崎さん。

○いきいきふるさと常任委員長（宮崎泰宗君） 皆さん、おはようございます。先日開催したいきいきふるさと常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。お手元の所管事務調査報告書を御覧ください。

令和4年8月30日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、1点目は、学校づくり整備事業について、2点目、中頓別富桑鉦山

製品工場（貝化石）の現状について。

2、調査の方法、資料による説明聴取。

3、調査の期間、令和4年7月11日。

4、場所、議場。

5、調査の結果、本委員会は、6月8日、令和4年第2回定例会で議決された継続調査として所管事務のうち緊急を要する事項として調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、まず1点目の学校づくり整備事業については、義務教育学校中頓別学園の設置がテーマとされ、構想や理念についても壮大な内容となっているが、現実的かつ具体的な実現の見通し、町の子供たちに合っているのはどのような学校、教育なのか。その必要性などについても事業や制度に導かれるままではなく、多くの意見等を集約し、議論が深まることを期待する。また、町民はじめ議会に対しても義務教育学校等に関する知識や理解を深めるための努力を惜しまず、視察先や先進事例、進捗状況や議論の内容などの情報提供にも努めていただきたい。

2点目の中頓別富桑鉦山製品工場（貝化石）の現状については、企業立地（誘致）促進事業として民間事業者に対する本町補助制度の最高額である1億円が投入され、5年目に突入しているが、主立った販売実績が見受けられず、赤字続きの経営となっており、町行政が期待していたような事業成果には未だ達していないと言わざるを得ない。製品化され、町ふるさと納税の返礼品として採用されたものがあることなどへの認識も薄く、当初の説明や見通し、計画からかけ離れた状況も町民の関心が薄れている要因との印象を受けている。町内でも多くの企業が長年に渡り尽力されており、新規参入も含めた各企業の製品や事業内容、経営状況の再確認、PRなどに加え、コロナ禍の影響を受ける町内消費の回復、促進に向けても担うべき役割等、行政に求められるものは確実に増しており、町内企業とのより積極的な関りが必要であると考えます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これで諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） 皆さん、おはようございます。第3回定例会に当たりまして、全議員のご出席を賜り、ご審議をいただくことに対して心からお礼を申し上げたいと思います。本定例会は、職員の定年制度の改正等に伴う条例等の改正及び決算審査が主な内容となっております。ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

改めまして、私から行政報告をさせていただきたいというふうに思います。まず、1点

目は、令和4年度普通交付税の決定についてであります。本町財政の歳入面に大きな割合を占める普通交付税について、この度、国の算定基準に伴い算定した結果、20億2,071万円、前年度が20億2,907万円でありますので、若干の減少となりましたので、報告をいたします。なお、交付額は、前年度交付決定額との比較で836万4千円（前年度比0.4%）の減額となりました。減額の要因としては、昨年度は12月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として措置された国の補正予算に基づき、普通交付税5,317万1千円が追加交付されたことから、昨年度と比較しますと僅かに減額となっておりますが、追加交付前の金額で比較いたしますと4,480万7千円増額となっている状況であります。この時点における増額の主な要因は、過年度に発行した起債の償還が開始になったことに伴う公債費4,086万4千円が増加となったことによるものであります。

2点目、一般質問等の経過報告についてであります。令和4年第2回定例会の一般質問におきまして、一般質問等のその後の経過報告を検討することとしておりました。今回、これを受けまして、別冊にて「一般質問等による課題提起及び経過報告書」を提出しておりますので、ご参照願います。

3点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。新型コロナウイルス感染症については、本町では5月10日から9月9日までの間で49名の感染者の公表がされたところであります。町内で感染者が確認された折には、保健所による行政検査の対象にならなかった感染者と濃厚接触相当の接触があった町民に対して町独自のPCR検査を7月に12名、8月に109名、9月9日時点ではありますが、81名に対して行い、陽性者が判明した際には発熱外来への速やかに受診を促し、医療につなぐことができております。また、感染者や濃厚接触者には自宅待機者支援事業を行い、療養期間および経過観察期間の生活に不便が生じないよう食料品や衛生用品などの生活に必要な物資の支援を行ってまいりました。さらに、町民の皆様には不安等が広がらないように防災無線で町民に周知したほか、24時間体制で電話相談も継続して行ってきました。

8月22日に町内で初めてとなる高齢者福祉施設でのクラスターが発生いたしました。同日、中頓別町高齢者施設現地支援対策本部が設置され、北海道をはじめ町と施設が一丸となり、対応を協議してきました。感染状況では、入所者における感染者は7名、職員はアルバイトを含め5名、合わせて12名の感染が確認され、9月8日をもってすべての感染者の療養期間が終了し、このまま感染者が発生しない限り9月18日をもってクラスターの収束となる予定であります。町としては、その間施設の全面的な協力支援体制を図るため、マスクやグローブなど衛生用品の支援や施設職員の毎朝の健康管理を行う抗原検査キットの配布などを行ってきました。さらに、在宅事業のデイサービスセンターと訪問介護サービスセンターが中止となったことで利用者のサービスを止めないよう、保健福祉課職員が施設職員に代わりデイサービスの入浴支援、訪問介護サービスの支援を行ってきております。クラスター収束に向け、引き続き北海道の指導を受けながら施設と協力し、徹

底した感染防止対策を行ってまいります。

新型コロナワクチン接種については、7月から65歳以上の高齢者と18歳未満の基礎疾患のある方、医療従事者を対象とした4回目接種を開始しました。高齢者施設の入所者も4回目接種を終えています。9月9日時点では、1回目1,459名、2回目1,455名、3回目1,326名、4回目790名の町民の方が接種済みであります。今後も引き続きワクチン未接種者の接種機会の確保に努めてまいります。

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針については、9月8日に変更になりました。今後も国の方針に従い、新たな新型コロナ対策やワクチン接種体制を推し進め、感染リスクを低減していくよう引き続き感染症対策に取り組んでまいります。

本町は、「コロナ差別0（ゼロ）の町」を掲げており、8月以降感染者が多く確認された時にも町民の皆様におかれましては冷静な対応をしていただいで大変感謝をしているところであります。今後も引き続き人権への配慮、差別や偏見を持つことなく、一人ひとりが思いやりを持った行動をとっていただけるようお願いをしております。

詳細は、別紙のとおりであります。

以上です。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第4号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第4号 令和3年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第4号 令和3年度中頓別町健全化判断比率の報告について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議案書1ページを御覧いただきたいと思ひます。報告第4号 令和3年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、実質収支が黒字のため算出されておりません。実質公債費比率につきましては、前年度のマイナス1.5%

から0.3%増のマイナス1.2%となり、早期健全化基準の25%を下回っておりますけれども、監査委員からの是正改善を要する事項のとおり、今後も公債費比率の通減に努め、より一層財政の健全化を図りたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第5号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第5号 令和3年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第5号 令和3年度中頓別町資金不足比率の報告について、同じく総務課、笹原参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案の4ページでございます。報告第5号 令和3年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告する。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、ともに資金不足比率はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第8、一般質問を行います。

本定例会では6名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号1番、議席番号7番、細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号7番、細谷でございます。令和4年第3回定例会に当たり、さきに通告いたしました1点の項目、中頓別町における環境対策についてご質問をさせていただきます。

気象変動による温暖化が進み、将来地球の温度はさらに上昇すると予想され、水、生態

系、食糧、沿岸域、健康などにより深刻な影響を生じると考えられる。この影響への対応として、国は令和2年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。高温による農作物の品質低下、集中豪雨による水害など、町民生活にも大きな影響を及ぼす温暖化に関し中頓別町として具体的にどう取り組んできたのか、また今後どのような施策を展開していくのか、見解を伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の中頓別町における環境対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

当町がこれまで取り組んできた温暖化対策としましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画及び年度ごとのアクションプランを策定し、役場や関連施設など行政の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減目標を掲げながら、公共施設のLED化や庁舎への再生可能エネルギー設備の導入、環境性能が高い公用車の導入などを進めてきております。また、全町的な道路照明や防犯灯のLED化、福祉施設のLED化を進めてきているほか、畜産バイオガスや木質バイオマスの活用について検討を進めてきた経過がございます。現在2050年カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーの導入に関する計画づくりを進めており、行政内にとどまらず町全体としての温室効果ガス排出量の段階的な削減目標を定めるとともに、太陽光や畜産、木質バイオマスの活用など地域が持つポテンシャルを踏まえた効果的な再エネ導入、さらには省エネに関する取組を位置づけ、これを計画的に推進していくこととしております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

今回の一般質問では、私の大先輩である東海林議員と一般質問がかぶっているところもありますが、先輩にご迷惑をかけないように私なりに何点か再質問したいと思います。

地球は、太陽のエネルギーで暖められています。大気中に存在している二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスは、地球から放射され、赤外線エネルギーを吸収し、再び地表に放射する役割を果たしております。これにより、地球の平均気温は14度前後に保たれており、生物がすみやすい環境が保たれています。しかし、温室効果ガスが増加すると、この吸収と再放射の量が増えるため地球の気温が上昇します。この現象を地球温暖化と言っております。

まず最初に、ご答弁いただいた地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画についてご質問させていただきます。実行計画書の第2次中頓別町地球温暖化対策実行計画の中で実行計画の目的として、温室効果ガスの排出削減に向け、町内住民や事業者に対し率先した取組を図ることを目的としていますと書かれておりますが、今までどのような取組を行ってきたのかお伺いします。

また、計画期間と数値目標として、本計画の計画期間は2015年度を基準とし、20

16年度から2025年度までの10年間とし、計画期間中の当該年度の温室効果ガス排出量を年平均2%以上削減することを目標とします。計画の最終年度である2025年度の排出量を20%削減することを目標としますと示してあります。2016年度から現在までの温室効果ガスの排出量削減状況はどのようになっているのか伺います。

答弁の中で環境性能が高い公用車の導入などを進めてきているようですが、私は将来的に考えると値段は高いですが、電気自動車は環境に優しい車であると考えております。一般のガソリン車は、エンジンでガソリンを燃焼して走行します。そのため、温室効果ガスの二酸化炭素や人体に有害な窒素などを排出します。一方、電気自動車は、バッテリーに蓄えた電気のでモーターを動かします。そのため、走行中に排気ガスを排出しませんし、またガソリン車はガソリンの持つエネルギーの最大20%程度しか走行に使うことができません。一方、電気自動車は、エンジンの代わりにモーターを使うことで電気エネルギーの最大80%を走行に使うことができます。さらに、太陽光、風力などの再生可能エネルギーで発電を使うことで二酸化炭素排出量を減らすことも可能です。そこで、伺います。町長は、公用車の電気自動車化についてどのように考えているのか伺います。

最後に、木質バイオマスについてお伺いいたします。中頓別町から南に車で約2時間ぐらいのところの上川管内の下川町がありますが、この町での地域森林資源を利用した小規模分散型エネルギー利用についてお話ししたいと思います。私の会社でも下川町出身で地元の高校を卒業した事務所の女の子が一昨年入社して、下川町の木質バイオマスについていろいろと私に教えてくれました。下川町は、平成16年度に環境省の支援により北海道で初めて公共温泉、五味温泉に180キロワットの木質バイオマスボイラーを導入しました。その後石油価格の高騰により、年間約350万円の燃料コスト削減につながり、これを契機に熱需要の大きい公共施設に順次導入を拡大し、現在11基の木質バイオマスボイラーから30の公共施設に熱を供給しているそうです。公共施設全体の熱エネルギー需要量の68%を森林バイオマスで賄い、年間約3,800万円の燃料コスト削減の一部を新たな子育て支援の財源としているようです。本事業の実施により、雇用の創出、地域経済の活性化にもつながっているそうです。そこで、9月に入り、あと残り1年の任期を切った町長は、この木質バイオマスについてどのような考え方をお持ちか、最後に伺います。

○議長（村山義明君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林嘉仁君） 実行計画につきましてご説明申し上げます。

当初の段階で国の方針に基づきながら削減計画を定めてきたというところがございまして、ただし、その部分で防犯灯のLED化とか、そういうことを進めてきていたというところではありますが、具体的な進めがなかなか進まないというところもありまして、まず町に先駆けて役場のほうでどのような形になるかというところで、まず公共施設のLED化、それから併せて庁舎の太陽光発電システムを実行しまして、その検証を図っていると、それを今後町民の方々に普及していければいいかなというふうに考えているところでありまして、全体の削減について、逆に皆努力をしていただいている、役場等は情報のクラウド化

とかいう関係で削減しつつあったのですが、下がり方が非常に少ないです。そういうこともあってLED化、太陽光発電システムを導入してきたと。当然災害等の関係もありますが、そういった部分も含めてやってきたというところでもあります。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、1点目に関してでありますけれども、ご質問いただいた排出量の削減の状況について、ちょっと今手元に資料がないので、改めて別途説明する資料を配付させていただくということでご理解を賜ればというふうに思います。

それと、2点目の公用車の関係でEV車の導入に関してでありますけれども、どうしても持続距離と寒冷地における運用について心配の声があるということでもありますけれども、今年度まず1台導入予定であります。これをまず使ってしっかりこの地域の中で定着させることができれば、EVを広げていくという考え方に向かっていきたいというふうに考えております。

それと、木質バイオマスの問題につきましてもかねてからいろいろ検討してきた経過があります。採算性の問題だけではなくて、今ある脱炭素に向かって導入に向かって積極的に取り組むべきだというのが基本的な考え方です。これにつきましては、下川町が大変すばらしい取組をしておりますけれども、本町の場合は1つは資源の確保と、それに伴うコストの問題をどうするかというような課題があらうかと思っております。今答弁もさせていただきました新たな再エネの導入に向けた計画の中でこの木質バイオマスの問題もしっかり検討することとしておりまして、今後学校も含めて整備をしていく施設における導入という、その辺の可能性についてもしっかり検討してまいりたいという考え方に立っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

再質問でもご答弁いただいた中頓別町民への地球温暖化の取組について再々質問させていただきます。温室効果ガスは、たくさんのエネルギーを消費することで増えています。温室効果ガスを減らすためには、私たち一人一人がエネルギーを大切に使うライフスタイルに見直していく必要があると思います。できるだけ物を大切に使い、不要なものは使わない、不用になってしまったものは再利用、リサイクルをする、電気消費量の少ない製品を使用することやコンセントを抜く等節電に努めること、外出時の車の使用を控えて自転車や公共交通機関を利用することや乗り合わせて移動など、私たち一人一人が温暖化を抑制することが大切であると思います。私は、地球温暖化については行政だけではなく町民みんなが学んで取り組む必要があると考えます。そこで、地球温暖化の現状やこれからできる対策などを広く町民に伝えるため、町の広報紙や町内のいろいろなイベント等で省エネ、節電や適応策に関する普及啓発を行う必要もあると思いますが、町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今ご質問いただいた件については、私も全く同感であります。2050年と言っておりますけれども、実態はもっと早く2030年までに一定のめど、そのために2025年にもさらに細かい目標を設定して取り組んでいかないと、地球温暖化の問題については間に合わないというような厳しい認識も示されているところでありますので、少しでも早くこの問題に対する町としての取組の考え方をまとめてしっかり宣言を行って、それを町民の皆さんと共有しながら、先ほどお話にあったように我々の日々の暮らしのところからできる取組、そういったことをみんなでやっというふうなまちづくりを進められたらというふうに考えております。そういったことも含めて新しい再エネ計画と併せて、今見直しを進めている環境基本計画、この中にそういった考え方をしっかり盛り込んでいただいて前に進めていくように努力したいと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

なお、ここで上着を脱がれても結構ですので、ご自由に判断してください。

引き続き、受付番号2番、議席番号5番、東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 東海林でございます。今回私は2つのことについて質問させていただきますが、1点目のカーボンニュートラルについては細谷議員からも質問があり、相当なお答えいただいておりますので、なるべく避けるようにしながら別な視点で申し上げたいと思います。

2050年のカーボンニュートラル、これは正式には温室効果ガス排出実質ゼロを言っているわけです。この達成に向けて様々な取組が急速に進められています。市町村が地域での合意形成を行いつつ再生可能エネルギー導入促進地域を定める制度が本年4月から始まりました。私たちのよりよい暮らしや自然環境、そして再生可能エネルギーのための土地利用の調整の主役として市町村の役割が期待されています。

次に、2点について伺います。1点目、現在第2次環境基本計画策定に向けて検討中があります。温室効果ガスの削減目標について設定するのでしょうか、伺います。温室効果ガスの削減のための主な施策、主たる再生可能エネルギーの種別は風力や太陽光、木質バイオマス、畜産、生ごみなどから出るバイオガスの活用、小水力等たくさん領域はあるのですが、何を目指していますか、その辺お答えいただきたいと思ひます。

2点目に、役場に設置した太陽光発電システムの導入の効果は、資料を頂いておりますので、非常に効果があることが確認できます。内容的に言うと、ここにも資料がございますが、設置して令和3年度には電気料が半減している月もありました。そのように効果があることを認めております。そこで、今後他の公共施設、例えば学校、社会教育施設などたくさんあるわけですが、ここにもこれらを導入すべきものと私は考えますが、いかがでしょうか。特に現在検討している義務教育学校の建設に向けて当然これは検討すべき事項と思ひますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 東海林議員のカーボンニュートラルの本町の取組についてのご質問にお答えをしたいと思います。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて地域のポテンシャルを最大限活用した再生可能エネルギーの導入は、大変重要な位置づけになるものと考えております。現在策定に向けて取り組んでおります第2期環境基本計画の中では、温室効果ガス排出量の削減に関する基本的な考え方を示し、今年度並行して脱炭素に向けた段階的な再エネ導入に関する計画づくりを進めておりますので、この中で具体的な温室効果ガス排出量の削減目標を定めていくこととしております。当町においては、今後の人口減少を考慮しても現状のままでは2050年の温室効果ガス排出量の削減にさほど影響を与えないことから、再エネの導入に加え、省エネの取組を組み合わせ地域全体で取り組んでいく必要があると考えております。また議論の過程ではありますが、再エネの活用においては公共施設や各家庭などへの太陽光発電設備の導入、木質バイオマス、畜産バイオガスの活用などが有力と考えており、これに公用車のEV化や未実施となっている公共施設のLED化などの省エネ対策といったものが計画に位置づけられていくものと考えているところであります。

2点目については、学校中心ということで教育長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（村山義明君） 教育長。

○教育長（相座 豊君） 2点目のご質問についてお答えさせていただきます。

世界中の様々な国が気候変動などの環境問題をはじめ、多くの課題に直面しています。これらの課題を2030年までに解決していこうというのがSDGsで、本町の義務教育学校建設にも検討すべき課題だと考えております。義務教育学校の建設に当たり、太陽光発電システムをはじめ、氷熱を使った冷房システムや木質チップを使った暖房等、再生可能エネルギーの利用について基本設計の中で具体的な検討をしていくことが必要であると考えております。脱炭素化に向けた再生エネルギーの活用は、人間の活動が自然環境に悪影響を与えず、その活動を維持していくために公共施設への導入だけでなく、生きた教材として児童生徒が将来の地球環境を考える機会につながることを期待しております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 非常にご丁寧な答弁いただきましたが、もう少し深く考えたいと思うのですが、まず1点目の町は太陽光発電設備の導入、木質バイオマス、畜産バイオガスといったことを焦点化していきたいということなのですが、町長、私は不思議でしようがないのだけれども、宗谷管内を見たときにはお隣の浜頓別町には海がありますので、風力は早くから導入してきました。さらに見ると、相当数の太陽光エネルギーの活用を隣の町でやっているのです、北の浜頓別町で。当町の日照時間が浜頓別町とどう違うのか調べたことは、私はありませんけれども、少なくとも気温においては高い温度が当町で期待されるわけです。ところが、浜頓別町にいろいろある太陽光の装置が当町では全然ないのではないですか。個人でちょこっと屋根につけている、役場でやっと始めた、これは何の

違いなのでしょう。不思議でしょうがないのです。住民も言っています。こういった太陽光発電を目指している企業がたくさん今あります、大手も含めて。町は、一体こういった企業に働きかけたことがあるのかなという思い、当町にその地域はないのですか。私から見たら、太陽光発電の施設を設置する場所が至るところにあるような気がします。浜頓別町から見たら、たくさんまだあるのではないですか。そういうところから、では伺いますが、町長はこういったことをやりたいと、これからも太陽光発電に期待することを、焦点化することを言っているのだけれども、今までにこういった関連企業にこういった適地があるぞと、うちへ建てないかというような働きかけをしたことがおありなのですか。それが一番聞きたいことの一つ。

それと、環境計画策定の中に削減目標は設定するといいいながら、これと同時にゼロカーボンシティの宣言ということがあるわけです。これをやっているところもやっていないところもたくさんありますけれども、力の入れている町ではゼロカーボンシティの宣言をしています。町長は、それらを宣言する、それぐらいの熱量を示したいのか、そこまではいかないのか、1つそれを伺いたいと思います。

さて、2点目について教育長は積極的に各施設に関わっていきたいということで、教育施設だけでなく一般的な公共施設、会館なども含めていろいろ取組はあるわけです、LED化も含めて。そういったことを考えたときに一番最初に考えなければならないのは、町民センターだと思うのですけれども、町民センターに対する個々の関わり方はどういたしましょう。施設も古くなってきましたから、相当義務教育学校設置と同時にいろんなものを考えなければならないのではないかと思うのですけれども、この辺について教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私への質問は、1つは風力と太陽光のお話だったかと思いますがけれども、答弁の中には書いておりませんが、実は今風力発電に関して町内での設置を検討されている企業がございます。環境アセスメントに向かって、今9月後半に住民への説明会を開催したいというところまできている企業が1つあります。十数年前に町で行った町内の新エネルギーの賦存量の調査の中で、風力に関してはなかなか厳しいのではないかというような見通しが示されておりましたけれども、今風力発電も大型化していて高さが上がっているということもあるのか、山間部のほうでそういうことを計画している、検討しているというところが生まれております。これらについては、町としても真摯に向き合って環境上の問題等なければ進めていくということになるのではないかというふうに思っておりますけれども、まずは環境への影響調査、そもそもそのポテンシャルがあるかという課題もあると思いますので、そういったところを見守っていきいたいというふうに考えております。

それと、太陽光に関してでありますけれども、随分前でありますけれども、町としても北電さんのほうに中頓別町で大規模な太陽光発電等が開設されるというようなことになっ

たときに電力、送電網として受入れが可能なのかというようなことをお聞きしたことがあります。その時点では北電さんのほうもちょっと難しいというようなお話がありました。今ノンファーム型というような形で受電のほうの仕組みもちょっと変わっているので、もしかしたら可能かもしれませんけれども、私からは直接そういった事業者に対して働きかけを行ったという経緯はありません。ただ、これまでも何社か町内に対しての太陽光発電に関する問合せがあったことはありますけれども、いずれの事業者の方も検討された結果、前に進まないで終わっているというようなのが現状かなというふうに思います。あらゆるエネルギーの可能性について改めて評価をしながら、再エネ導入の計画に盛り込むようにしていきたいというふうに思います。

それと、ゼロカーボンの宣言については、今年度の私の執行方針にも掲げておりますとおり、私はこの年度でそれを行いたいという考え方になっています。宣言自体は、今道内でも約半数ぐらいの市町村で宣言が行われております。これは、必ずしも具体的な施策を伴って計画を裏づけに持って宣言しているところばかりではないので、とにかく意思を表明するというところに重きを置いているところはありますけれども、私としては今環境基本計画のために環境審議会がご検討いただいていたり、再エネのほうでの具体的な計画づくりを進めているところでありますので、こういった具体的な取組背景をしっかりと持ってその考え方を整理した上できちんと宣言をするタイミングを計って行っていきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） 2点目のご質問についてお答えします。

町民センターの改修については、新しい学校づくりの建設と併せて大規模改修がやはり必要であるというふうに認識しています。再生エネルギーの活用をはじめ、地域の産業との関わりから木質をうまく使うということも想定しています。子供たちにもぜひ関心を持っていただきたいということもあって、教育の内容的にも木育というのを柱の一つにしていくつもりでありますので、それらと関わって暖房や冷房だけではなくて施設の環境自体にも木質の活用なんかも含めて総合的に考えていきたいなというふうに思っています。まずは、町民センターのLED化ということが課題になるかと思っておりますが、いずれにしても学校建設の全体の進捗と総合的に鑑みながら判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 再質問くらいで終わればよかったのですが、もう少しお聞きしたいことがありますので、伺いますけれども、まず町長、企業が勝手に自分の営利のためにここがいいからとか、あっちがいいとかと探して言うのを待つのでは駄目なのだ、何だってそうだけれども。そんなもの行政ではないでしょう。うちの町にはこういったものが適地だよとか、適切な用地があるよということであれば、町自体が風力発電でも太陽光エネルギーでもその地域の可能性を調査して売り込みに行かなければ駄目でしょう。浜

頓別町にあれだけの太陽光の設備があるのに、うち是一件もないのです。おかしいと思います。だから、それは悪いけれども、町長の考え方で、当町のそういったものに対するポテンシャルがどこにあるのか、きちっと行政としても調べて企業に売り込む、そんな熱意がなければこんなちっぽけな行政はだんだん先細りになってしまうので、そこは町長がいろいろな新しい試みを心がけているように、その一つの中にこのエネルギー問題を加えて率先して具体的に行動しなければ駄目だ。特に太陽光については、可能性としては隣の町よりは十分あると思うので、その辺どういった企業であればこの導入を可能にするのか、その辺内部で調査することできるでしょう、どんな企業があるかとか。隣の町やその隣の町で入ってきている企業だって調べればすぐ分かることで、そこに打診するぐらいのことはすぐできる話ですから、それから適地を用意するということもありますから、その土地の利用できる範囲の土地利用の調査も同時に進めていかなければならないと思うのです。それだってやったことないでしょう。だから、そういう意味で積極的に取り組んでいただきたいと思うのですが、特に太陽光発電についてはそういった思いがありますので、もう一度伺います。

それから、風力発電については、前にもこれは承知しております。小頓別地区、秋田地区のほうに、山の上ですけれども、相当考えている、これは私ども素人になると中頓別町は風力発電無理だろうなと思っていましたけれども、そこはプロが計画していることですから、それはそれで大いに結構だと思います。

それと、ゼロカーボン宣言、これを町長はやるということです。私は、結構だ、大変いいなと思うのです。これは、やっぱり思いを表現することであって、絶対これを実現するぞというような意気込みも含めて宣言というのは必要だと思います。これがあるからやるというだけでなく、これを目標に具体的な行動しますよという一つの表現をしたことになるわけですから、ぜひやっていただきたいと思います。

さらに、2点目のことについては、教育長のお答えで十分なのですけれども、できるだけ町民センターについては義務教育学校と並行した形の考え方でやっていただけると非常にありがたいのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

町長、太陽光のことだけもう一度確認したいです。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 町として積極的にというご意見でありますけれども、改めて太陽光発電と土地利用の功罪を含めて丁寧に検証した上で取り組むことができるかどうか判断をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） それでは、2問目に移ります。

危険廃屋解体撤去助成条例改正の基本的な考え方ということで伺いますが、この条例改正については私は助成額の増額についてこれまでも要望してきました。この条例に対する基本的な考え方として、私はこの条例の効果は大きく町の景観づくりや解体主の負担減と

それにより解体の決断を促進してきたと思っております。まだ対象物件は多数あると考えられますので、今後も継続すべきものと考えているのが私の基本的な考え方です。改正条例では、助成額50万円を75万円とする改正案です。実勢価格の約20%程度となります。これらの算定根拠を伺いますが、予算説明資料の中で若干の説明がされていますことを私は確認しながら伺っております。よろしく申し上げます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 東海林議員の中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例改正の基本的な考え方に関するご質問にお答えをしたいと思います。

中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例については、町内にあります老朽化し、危険な状態にある廃屋化した建築物等の解体撤去をする者に対してその経費の一部を助成することにより、町内の景観及び住環境の向上並びに町民の安心、安全を図ることを目的としております。平成25年度から令和3年度までの助成の実績については、全体で45件、助成額合計は2,007万7,000円、1件当たりの平均は44万6,000円となっております。助成額の限度額の算定根拠については、平成25年度の解体撤去費の1平米当たりの平均と各年度の1平米当たりの平均を比較したところ年度により増減がありましたので、平成25年度に実施した町有施設の解体工事について検証を行い、令和4年度の北海道の積算基準で算定した場合の設計額の比較により1.5倍となっていたことから、助成額の限度額についても50万円の1.5倍、75万円としたものとなります。今回の条例改正により、期限を5年延長しており、今後も利用状況を見ながら助成額の限度額や助成制度の継続について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） まず、町長、私が改めてお礼を申し上げたいと思うのは、少なくともこの条例の改正について数度私は質問しておりましたけれども、6月定例会においてこの件については具体的に9月定例会において助成額増を提案したいというお答えいただいております。それを町長のお答えどおり9月に提案していただいた、しかも金額でいえば5割増しです。非常に大きな金額の増しであります。ただ、私が再三ずっと言ってきたのは実勢単価に対するものであって、ですから6月にもできれば倍額、100万円程度は見てやってくださいよ、実際には200万円以上かかっているのですよと言っておりました。ここで根拠として、平成25年からの当たりの単価でやってきたというのだけれども、何で令和4年中頓別町がこの間除雪センター、木造の平家建ての家をやったあの例が載っていないのですか。もう一度確認しますけれども、幾らかかったのですか、何平米で。それが実勢単価でしょう、言うなれば。何年前が実勢単価ではないのです。そんなものの平均を取ったってどうしようもないことです。特にここ一、二年ちょっとの間に解体材の処理金額が非常に高くなったのです。特に二酸化炭素の問題や資材の毒性の問題も含めて、そこで本当に急に高くなったのです。だから、町がこの間壊したのをもう一回確認させてください。幾らだったのですか。平米単価幾らになるのですか。もう一回確認し

てください。それをやってから再々質問に移りたいと思います。

○議長（村山義明君） ここで議場の時計で10時50分まで休憩とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 大変申し訳ありませんでした。ご質問1点、除雪センターの解体費ということだったと思いますので、まずそれについてのみお答えをさせていただきたいと思いますけれども、設計額で申し上げたいと思います。除雪センターにつきましては57.96平米の施設でありまして、解体に要するとした費用は228万8,000円でありまして、これを平米で割ると3万9,475円となるところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 私は、高いとか安いとか言うつもりはないのです。ただ、こういった助成金を実勢単価をにらんだ増額なんかというのは当然だと思うのです。そのために一番近い実勢単価はどうだったのということを確認させていただいた話で、こんなに時間がかかると思わなかったのです。この間入札したばかりでしょう。だから、その辺何かおかしいなと思いつつながら、今の話では平米3万9,000円、100平米で390万円、大体今の民間住宅を取り壊しているのは100平米ぐらいです、30坪前後。そうすると、約400万円ぐらいかかるのですよと町は言わなければならないのだ。だから、私は言っているのです。実勢単価がそうであれば半額程度、400万円かかるから200万円にせよとは言わないけれども、今の50万円というのはあまりにも安いのではないですかと。だから、せめて100万円ぐらいにしてやったら、倍額というのは本当に大変な金額なのだけれども、実勢単価ですればそのぐらいはやっぱりいいのではないかなという思いがあるということも伝えたかったのです。結局実勢単価にしたら20%しか出していないことになるよ、75万円では。それで、もう少し住民に廃屋解体の意欲を高めるためにも本当は100万円程度にしてもらいたいなという思いがあったと。実際に町は平米4万円近いお金を出しているとしたら、住民だって同じ金額を出さなければならないというのは当然でしょう。ただ、地元業者の方々は、住民負担がかわいそうだということで相当その辺は考慮してくれているはずで、業者の方々の努力でなり得ているというようなことから、町としても本当に条例は効果があったと思うのです。町の景観はきれいになりましたし、よその町から来た人が中頓別町の町並みは非常にいいですねと私も何回も言われています。そのぐらい整理されました。ですから、町長はこの改正の中で終わりのほうに言っております。今後も利用状況を見ながら、助成金の限度額や助成制度の継続についても検討していきたいと言ってくれていますから、私は今回の助成額増額については本当に感謝

をしながら、さらに今後実勢単価に合わせた金額に直そうとする思いがあるのです。また検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 東海林議員のご質問にあるように、この制度の助成額については今後も状況を見ながら見直していくと、検討していくということについてはそのようにさせていただきますというふうに思います。

少しだけお話をさせていただければ、この間確かに今年この数年の中で急激に建築等に関する費用が高騰してきているということなのでありますけれども、45件もこれまで解体をやっていただいたということはありますけれども、ただやっぱり同種、同構造、同規模の解体というのでどれだけ上がっているかというのはなかなか比較がしづらかったと。実際には、単純に平米で割ると、むしろ下がっているとか、そんな例もあります。だから、非常にしづらかったと。そんな中で町の公営住宅の解体工事、これは同種のものが平成25年にもなされたものがあって、これは道の建築単価を使っているものでありますけれども、これと今日の令和4年度で比較をすると1.5倍弱ぐらいだったということで、おおむねこれをこの間の建築費等の増嵩分と見ることができるのではないかなというふうな形で判断をしたということでもあります。さらに精査を加えたいというふうに思いますけれども、ただ道の工事単価も前年度に設定していて、中頓別町の道営事業も令和4年度の工事で不落になるというようなこともあって、実勢は令和4年度に入ってもさらに高騰しているという実態はありますので、冒頭申し上げたとおりそういった状況をしっかり見据えてこの見直しについてはさらに検討していくということを申し上げたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 質問は終わりました。ただ、職員の皆さんにもご承知いただきたいと思ったのは、カーボンニュートラルについて、これはただ計画を立てたからとかという問題だけではないのです。私の手元に二セコ町の計画や小清水町のものがあります。そういったことで見ると、非常に住民を巻き込んだ考え方にならないとなかなかこのカーボンニュートラルを町が進める上では困難があると思います。何といたっても人なのです。そういったことで、ぜひ町の職員の頑張りはもちろんですけれども、やっぱり住民にそれらを浸透させるという努力をぜひしていただきたい。

そのことと、町長、最後に解体については本当に町長はいい制度をつくってくれているのです。それをさらに改正してくれたということでは、私は非常にありがたいと思っています。ですから、さらに実勢単価に合うような形で今後とも努力をお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号3番、議席番号1番、高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 受付番号3番、高橋でございます。私から1点だけ質問させてい

たきます。

教育現場の食育の取組についてということで、学校教育の中での食育の取組は平成17年、食育基本法が制定され、今日に至りますが、現状の取組はどのようなものですか。

また、新しい幼小中一貫の教育体制への取組が実施に向けて動き出しているわけですが、給食費の無償化やこども園の園庭整備の一環としての菜園等、また新たな学校の中では給食センターの一体化など、これらは食育の充実に向けての環境が整いつつあると考えられますが、今後の方針をお聞かせください。

○議長（村山義明君） 小林教育次長。

○教育次長（小林美幸君） 高橋議員のただいまのご質問にお答えします。

生活科や社会科、理科、道徳等の教科において身近な生活における食との関わり、社会生活における食との関わりを学べるよう横断的な視点から取り組んでいます。栄養教諭は、学校給食年間計画に基づき各学級の給食指導をしており、児童生徒に対して衛生的な給食準備や後片づけの仕方、コロナ禍での注意点等を動画や教室掲示物等を使って学級活動等で食に対する関心が高まるように指導しております。毎月の給食だよりには、献立表のほか、食育だよりを掲載し、保護者への啓発や給食の様子を伝える等により保護者にも食の意識が高まるよう工夫をするとともに、学校内の食育掲示板にお知らせしたい内容をクイズなどを交えて掲示して食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身につくように取り組んでいます。現在栄養教諭がコロナ禍で喫食前に全クラスに直接出向いて指導することができないため、毎日献立や栄養の情報、マナーなどについて給食メモに記載し、配付しています。行事食や郷土料理、旬の食材、地場産物を活用した献立の日は、さらに詳しく記載しています。また、自分で給食のおかずを選択し、自分の体に必要な食べ物が何かを考える機会として年に2回リザーブ給食を実施しています。

給食費の無償化については、今後も継続できないか検討してまいります。

義務教育学校の建設に当たり、給食センター建て替えについても基本設計の中で検討していく予定でありますが、給食施設集約による一体化については給食の住民への配食サービスの充実等検討すべき課題が多岐にわたるため、今次の建て替えでは扱えない状況です。また、こども園では、既存の菜園で野菜栽培を行い、給食の食材にして自分たちが育てた野菜を食したり、園児が調理を行う活動を通して食育に取り組んでいます。来年度大規模園庭整備を行う中で菜園を再整備し、引き続き幼児期から野菜栽培を通して作物に関心を持てるようにしていきます。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） ありがとうございます。答弁の中で2点ほど確認というか、給食費の無償化については今後も継続できないか検討してまいりますというような表現になっておりますが、これは要するに今後継続できない何か理由というのが考えられるのかどうか。

それから、もう一つ、給食施設の集約による一体化についてということですが、

当初私どもに頂いた資料の中で、多分ワークショップか何かの資料だと思うのですが、たしか給食センターが一緒になっているような図面があったと思うのですが、そういう状況ではなくて全く別に考えているのかどうか、2点伺います。

○議長（村山義明君） 小林教育次長。

○教育次長（小林美幸君） 高橋議員のただいまのご質問にお答えします。

給食費の無償化につきましては、一部新型コロナウイルスの関係で地方創生臨時交付金の補助金を使っておりますので、その補助金が今後も継続されるかどうかによって対応が変わってくるかと思っております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） 給食センターの集約化についてなのですが、現状としては病院とかこども園とか給食に関わる職員の配置も含めてそれぞれのところで苦慮しているのが実情ではあります。そして、配食サービスに対するニーズがあるというのも承知はしているのですが、町の施設ではないところとの関わりとか、それから各課を横断している問題もありまして、現時点ではすぐには学校の建設と併せて集約化というのは今のところ難しいかなというふうな見通しをしているということでございます。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） それでは、再々質問ということなのですが、給食費の無償化について今小林教育次長のご答弁だとコロナの補助金がなくなったら、あとどうするか分からないというような説明だったと思うのですが、町長に伺います。この給食費の無償化についてどのようにお考えなのか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私としては、給食の今後の在り方も含めて教育委員会にはいろいろ検討をお願いしているところがあります。そんな中で思いとしては、やはり子供たちにできるだけ多くの地域の食材を使ったよりおいしいものをよりおいしい状態で食べてもらえるような、そういう給食が実現できるように新しい学校づくりの中でも求めていきたいという考え方でおります。その上で、給食費の無償化については、前向きに交付金がなくなった以降についても継続できるように考えていきたいというふうな考え方でおります。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） ありがとうございます。無償化については、ぜひよろしく願いをしたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて高橋さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号4番、議席番号6番、星川さん。

○6番（星川三喜男君） 受付番号4番、星川です。私は、3月の定例会のときにも質問した事項なのですが、これは組合員、要するに酪農経営者から再度納得のいく答弁

を聞き出してくれということもありまして、再度質問させていただきます。

それでは、草地整備、要するに（公共牧場）中頓別地区についてお伺いします。令和4年8月27日付の日刊宗谷新聞でございます。それに宗谷総合振興局の入札結果が掲載されていまして、その中から2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目、草地整備、中頓別地区62工区の1億480万円の事業内容はどのようなものなのか。

②番、草地整備、中頓別地区施工管理2、460万円の事業内容はどのようなことなのか。

この2点は、松音知地区の哺育育成センター事業の一部なのか、事業の一部であれば哺育育成センターは年々遅れていくばかりだと私は思っておりますし、農家の経営者もそのような判断をしておりますので、そこで宗谷総合振興局から事業計画書などがありましたら提出してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

私の質問の事項②なのですけれども、これは新聞掲載です。この金額が全く違っていただけなのです。中頓別地区施工管理、これは2でなくて新聞の報道では2、460万円という内容になっておりまして、その後平中課長が振興局に問い合わせたところ、報道が違うということで、管理（2）の460万円ということになっておりましたので、課長に訂正していただきましてありがとうございます。

以上、質問に代えさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の草地整備（公共牧場）中頓別地区についてのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

ご質問にあります①、②につきましては、本町松音知地区で整備を計画している乳用牛哺育育成預託施設整備事業のうち、6か月齢から22か月齢の育成牛を受け入れる施設（育成舎）の整備工事に関連するものであります。事業実施主体である宗谷総合振興局より、本年度建設を予定していた育成舎建設工事の入札を6月に実施したところ、昨今の建築資材の高騰の影響等により入札が不調に終わったことから、工事の発注内容を変更し、建築工事のうち建築資材の製作部分のみを分離発注する形で改めて入札会を実施し、今般落札されたとの報告を受けているところであります。

ご質問の点であります。①は育成舎工事の建築資材製作の発注、②につきましては①の部材製作に係る工事管理委託業務として発注されているとのことである。今後の預託育成施設の整備に係るスケジュールにつきましては、振興局より事業期間を2年間延長し、計画している事業内容を完了させたいと提案されているところであります。現時点における振興局から提示された事業計画スケジュールについては、別にご提示をさせていただきますが、国や道の予算配分等不明確な点もあることから、現時点で具体的な運営開始時期が見通せない状況にあります。本町といたしましては、当該施設の整備は地域酪農の振興や酪農家の経営の安定化に寄与する重要な施設であると位置づけており、できるだけ

早期に施設運営の開始ができるよう事業実施について振興局に申入れを行っているところ
であります。施設計画や運営開始時期につきましては、今後農協等の関係機関と協議を進
めるとともに、酪農家の皆様への説明と利用希望調査を実施していきたいと考えていると
ころであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、町長の答弁で、これを数字にして広報に出せば組合
員は納得すると思いますが、そこで何点かお伺いいたします。

この事業は、多分令和5年度で完了する事業だったのでないのかなと私は思っておりま
す。というのは、農家の土地改良整備事業は令和5年をもって多分完了すると思いますが、
それに合わせてこの事業も満度が多分令和5年、遅くなくても令和6年には完成する運び
ではなかったのかということです。当初予算が初年度から施設整備に出されていないとい
うのは、ちょっとおかしな事業内容ではないのかなと。本当に宗谷振興局では中頓別町に
育成センターを建ててもらえるのかどうか、今まで本当に産業課長あたりが一生懸命にな
ってもらっているのは分かりますけれども、なかなか事が進まない、そういったことで今
酪農家は本当に苦しんでいるのです。というのは、皆さん御存じのようにロシア、ウクラ
イナの戦争が始まりまして、餌、肥料等々が何倍も上がっています。そして、資材は、建
物を建てたくたって昨年度からすれば2倍です。育成舎を建てたくたって建てられないの
が現状です。そこで、待ち望んでいるのがこの哺育育成センターなのです。それと併せて、
今子牛の値段が下落です。私が経営していた頃の30年前に戻ったという状況です。生ま
れた子牛が1万円から10万円、下手すれば引取り手がない、そのような状況の中で売る
にも売れない、子牛を。それであれば、やはり建物がなければ管理していけないというの
が現実です。そこで、やはりみんなが期待しているのが哺育育成舎、計画どおり建てて事
が進んでいけば何ということはない、来年、再来年度には預けられるのかなと思っていた
ところ、結果は令和8年度に、もしくは令和9年度です、完成。その頃には中頓別町の農
家数が二十数戸しか、今30戸を割ったのです。そういった形で完成したときには、果た
して利用してくれる組合員、農家がいるかです。間に合わないから、やはり高額な建物で
も育成舎を建てようという動きもありますけれども、期待している中でこのような事業が
遅れていくというのは何らかの原因がどこかにあるのかなと。事業計画が進まないとい
うことで農林水産省のほうから何か指摘が町に来ていないのか、宗谷振興局に来ていないの
か伺いたいと思いますが、再度質問させていただきます。本当に令和7年、8年度には完成
する見込みなのか、農政局の部長と何らかの打合せで合意しているのか再度お聞きします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私で答えられる範囲を答えて、後で産業課長のほうで補足があれ
ば補足をしたいというふうに思います。

星川議員おっしゃったように、ここ数年の酪農情勢の大きな変化については私も大変憂
慮しているところでありまして、基幹産業をしっかり守っていくために町として取り組ま

なければならぬことについてはしっかり取り組んでいかなければならぬという考え方を基本に持っているということをもまず申し上げたいと思います。

それで、この育成舎の関係でありますけれども、道営の事業が始まってどうしても他地区と競合していくというようなこともあって少し計画段階での想定よりも後ろに回ったということもありましたけれども、去年入札を行って事業が進むものと思っておりました。ただ、去年建築費の高騰ということで落札をする業者がないというような状況となり、それでも何とか立て直してその年度の中でということも申し上げましたけれども、なかなか難しいと。ただ、今年度は、何としてもそれについては取り進めるというお話でありました。ただ、状況は今年度に入ってさらに悪化しているということで、大変本当に残念でありますけれども、2年続けて不落になるというような事態が生じました。先ほど農水省の話ありましたけれども、農水省のほうもこの件に関してはやっぱり憂慮すべき事項だということで道のほうにお話があるというふうには聞いております。それで、今年度に関しては、来年度に先延べするというのではなくて、資材費の確保だとか、できるところをまずちゃんと着手するというので、これについて業者がしっかり落札をしていただいて、先般その業者さんも私のところに挨拶に来ていただいて、来年度もぜひ頑張って事業を完了できるように努力したいというようなお話をしていただきましたので、この件については完成を見るということについてはほぼ間違いないのではないかなというふうに思っています。ただ、この先の酪農情勢というか、経済状況、戦争を含めてですけれども、どうなっていくのかということが分からないので、100%というのはなかなか見通せない状況ではないのかというふうには思います。ただ、そこに向かって道にも努力をしていただければ、町としてもしっかりお願いをしていきたいというふうに思っています。

それで、実際に遅れている預託の開始、これに対しての対策については今後農協さんともしっかり協議をし、農家の皆さんのニーズについても改めて調査をする方向でいくことになるというふうに思っています。町としては、想定して遅れてしまった預託開始が例えば、あくまでも例えばでありますけれども、ほかの方法で預託の事業をする選択肢がないのかということも含めて、開設までの間つなぎとして、その間農家さんの負担については通常の預託を開始したときと費用負担が変わらない範囲の中でできるような方法なども模索してもらいたいなということで課長のほうにはお願いというか、指示をしています。これは、ちょっとどうなるか分かりませんが、とにかくできるだけそういう酪農家のニーズに寄り添った解決策を町としては検討していきたいという考え方でいるということをご理解いただければと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 課長からの補足答弁はないということなのですが、そこで今町長の答弁にもありました今後のことなのですが、やはり私もそう思います。今高齢者が搾乳しています。そういう世帯が何軒かあるのです。もうそろそろ本当に奥さんも調子が悪く、旦那が一人でやっているとか、なかなか思うように事が進んでいかない

という搾乳農家もあります。そこで、町長が言ったように、そういうところの農家において、搾乳をやめろとは言えませんよね。でも、そういう件もあるよと、こういうことに手を出せばこのぐらいの収入も得られますよというようなものを、課長、つくるべきだと思いますよね。そして、何軒かに、搾乳業をやめた方々の農家にこういう点で委託、預託できないのか、やってくれないかということも一つのつなぎとして考えられるのかなと思いますし、力のある農家はぼんぼん牛舎を建ててそれなりにやっていますけれども、現に私も今手をつけている農家で10間ほど、坪数で、建てておりますけれども、本当に高騰です。2.5倍、それも毎月ずつ上がっているのです。その契約したのが昨年ですから、まだ資材は安く入っているのですけれども、今後2.5倍どころか3倍になるのではないかなという予測もされておりますので、現にある施設を利用してやはり今後農家数を減らさないような対策も行政として農協と一体となって考えていってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせます。

○議長（村山義明君） これにて星川さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号5番、議席番号2番、長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 受付番号5番、議席番号2番、長谷川です。私からは1点、多重災害に備えた体制の確立についてと題して質問させていただきます。

今年度も全国各地で豪雨災害や地震、竜巻等による突風などの報道等を毎日のように目にしておりますが、我が町でも8月8日の大雨、そして8月11日未明の地震など、自然の猛威はとどまるどころか、その危険度はどんどん大きくなっていると認識しています。隣町である上川管内中川町では、震度5強を観測するなど、道路の隆起や陥没、水道の漏水等、住民生活に多大な影響を与えており、さらなる防災対策と体制の強化を講じる必要があると考えるが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 長谷川議員の多重災害に備えた体制の確立についてのご質問にお答えをしたいと思います。

防災対策は、実際に発生した災害の状況及び対応について検証を行い、そこから得られる教訓を踏まえて必要な見直しを行うとの不断の努力の上に成り立つものであると考えています。防災は、人命第一、多重防御が基本となり、限られた人員、資機材、施設を利用し、優先順位をつけ、先人が残した教訓を生かし、実行することが使命であると考えています。中頓別町は、いまだ大きな災害の経験がない町であります。しかし、近年北海道内でも災害が増え、胆振東部地震に代表される大災害が発生しております。中頓別町におきましても災害とはなりませんでしたが、先月地震統計史上初となる震度3の地震が発生し、8月8日には12時間で92.5ミリの雨量が観測されるなど、災害につながるような自然現象が見られました。当町の防災対策は、平成30年度より防災担当を置き、情報手段の改善、地域防災計画の見直し、新想定ハザードマップの作成、備蓄計画の実施等を進め

てきております。現在国は、おおむね5年間で災害時要支援者の個別避難計画を作成するようとの通達があり、前年度よりこのことに取組を開始しています。当町は、これに併せ、全町民に対する個別避難計画も作成できるよう体制を整えているところです。また、道路、橋梁、上下水道、公共施設などの強靱化を図り、対策を進めていく考えであります。しかし、今まで災害のなかった町での防災対策は課題が多く、避難場所、資機材、人材、教育ともに基本的な対策が必要と考えています。本年度策定する防災センター基本構想では、中長期的なまちづくりの視点を持って避難所、備蓄庫、第2庁舎等のハード対策だけでなく、これらの対策についても検討していく考えであります。防災対策は、建物、資機材、時間、人材と大きなお金が伴い、また災害がなければ使用期限が過ぎてしまうようなものが多くありますが、町民が安心して住み続けられるよう強い決意を持って計画的に進めていきたいと考えています。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 大變的を射た丁寧なお答え、ありがとうございます。

そこで、何点か再質問させていただきます。9月1日、防災の日であります。この日を迎え、やはり防災に対する再認識すべきいい時期ではないかと思えます。そこで、今年度避難訓練や防災訓練の予定はいかがとなっておりますか。

それと、防災の観点から、正確な情報が生命線であると考えます。防災無線が整備され、情報伝達について格段に向上したと考えておりますが、住民への周知については伝達方法の一部でしかなく、住民は様々な方法で情報を収集していると思えます。6月定例会で細谷議員が情報格差について質問されたと思えますが、防災に関しては格差があってはいけないものと私は考えております。中頓別町のホームページでは、住民に配布された新しいハザードマップがPDF形式でいつでも閲覧できます。また、ウェブ版のハザードマップが閲覧でき、水害、土砂災害、山地災害等が確認できます。しかしながら、令和4年4月現在北海道土木局河川砂防課では宗谷管内の土砂災害警戒区域の指定状況が確認できませんが、この情報は4月現在となっておりますが、北海道で公開されたのは5月30日となっております。そこには、我が町では土砂災害警戒区域が14か所、特別警戒区域が3か所指定されております。この情報が我が町のウェブ版ハザードマップに更新されているのかどうか、私は確認できなかつたので、お尋ねしたいと思えます。中頓別町版のウェブハザードマップでは、土砂災害ではなく土石流と載っておりますが、これは同じ意味なのかどうかについてもお伺いいたします。

先ほど町長がおっしゃられました災害のなかった町、大きな災害を今まで経験したことのない町という意味でしょう。だからこそ日頃の備えや最新の情報を末端の住民まで把握しておかなければ、年々想定を超える事象に対処できなくなるのではないかと考えております。こんな中、やっぱりコロナ禍であるとか、なかなか人を集めた訓練というのは難しいかと思えますが、今後の進捗というか、進展についてお伺いします。

以上です。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） ただいまの長谷川議員の質問に対してお答えしたいと思います。抜けていましたら、ご指摘ください。

まず、防災訓練に関してですが、ここ数年やっぱりコロナの影響でできていなかったというところがあって、何とか今年やりたいなと考えているのですが、またコロナがかなり激しくなってきたというのがありますし、もうちょっと先に、実を言うと冬期間使える資機材も購入したものですから、それに向けて冬期間というか、11月とか寒い時期にやってみたいという話を今進ませているところです。ちなみに、9月27日には小学校で防災教室を開催します。防災訓練に関しては以上となります。

次です。生命線である情報周知の伝達方法というところですが、現在整備しているのは防災無線、防災メールとなりますが、基本的には人の足を使って情報伝達するというところで、胆振東部地震のときうちは何も情報手段を持っていなかったのですが、その中でも人力で全ての住民に対して情報を与えるということをやってきていますので、そこがやっぱり大きな基本となっていますので、その際も情報伝達できていない人は誰なのとか、そういう細かい作業をやってきている実績もありますので、基本的には人間の足を使って、その補助として防災無線、防災メールということを考えているというふうには思っただけであれば幸いです。そこで、ホームページで見れる情報の特にウェブ版ハザードマップに関しては、かなり細かな情報も載っているものですから、ぜひ見てもらいたいのですが、やはり高齢の方はパソコンを持っていなかったりだとか、スマートフォンがないだとかということがあるので、その辺は今後中頓別町で進めていくデジタルディバイドの構想の中からそこも含めて検討していかなければ駄目だろうなというふうには考えております。

あと、危険地区は、多分変わっていないのではないかなとは思っていて、公表されたものも全て連絡が来ていて、変更は多分今ハザードマップに載っているものと変わっていない認識ですが、変わっていましたか。変わっていないですね。ごめんなさい。その認識がなく、公表は多分毎年公表されるのですが、変更なく、変更があるのであれば、それはそれで国なり道から連絡が来るはずなので、その情報がないので、現状のもので合致しているかなというふうには考えております。

（「土石流と土砂災害」と呼ぶ者あり）

○総務課参事（市本功一君） 土石流と土砂災害は、同じ認識でございます。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） ありがとうございます。私も見つけ切れていない可能性があるのですが、何とも言えないのですけれども、特別警戒区域3か所がどこかなというのを探し切れていませんので、もし分かれば教えていただければなと思います。これは、質問ではないので、後でいいです。

私の質問は以上なのですが、特に自然災害というのはいつやってくるか分からないし、

先人の教訓から得た情報を忘れてはいけないのだろうなということがまずあって、秋田地区で今現場をやっていて8月8日の水の恐ろしさを目の当たりに感じておりますので、やっぱりそんな中で助けてくれる人のありがたさというものをひしひしと感じております。防災は、まさに共助だと思えます。今年度からコモンズ形成事業も始まっております。そういう事業が動き出していることから、さらなる人と人との結びつきについてもお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これにて長谷川さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号6番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受付番号6番、議席番号4番、宮崎です。新型コロナウイルスの感染防止対策、感染予防意識等の見直しをと題して、中頓別町でも再度感染が拡大した新型コロナウイルスの感染対策の状況等について伺いたいと思えます。

新型コロナウイルスの感染は、現在の第7波と呼ばれる状況下でさらに拡大し、1日の感染確認においてこれまでの最多となっていた第6波で10万人を超えるほどであった感染者数を大幅に更新し、8月19日に26万人を超える感染者数が記録され、人口1億2,000万人ほどの日本で世界最多の感染が確認されるというような過去最大の感染状況であるにもかかわらず、感染対策は過去最低という最大の矛盾による脅威に中頓別町もさらされていると感じております。本町において公式的には恐らく初のクラスター認定となる高齢者福祉施設内における感染拡大、これにつながるものであるかどうかは分かりませんが、町内でもこれまではなかったような形で感染の連鎖が起きているようであり、その状況等について伺います。

これまで公表したりしなかったりの対応であった感染状況について、今後は1週間の累計を町でも発表するとのことですが、感染予防等の効果が期待できるものではありません。その意図は何でしょうか。

その日に感染者が確認された事実や人数、感染場所となった可能性の高い施設や関係者との接触を避けるよう呼びかけるなど、個人情報に該当しない範囲で町民の方々の感染予防に役立つよう毎日の状況を伝えることはそう難しいことでもないと思えますが、いかがでしょうか。

防災無線の活用については、放送内容の情報不足や情報の新鮮さに加え、音声そのものに対する指摘もあり、すぐに変更または改善できることもありますが、この点についてもいかがか。

また、町内でも感染拡大前の対策意識の低下は顕著であり、現状でもマスクや消毒、距離を取るなどの必要がある場面での行動が、感染拡大につながった可能性があることから今はまだ感染対策を優先する状況にあると思われ、感染後の重症化や後遺症、死亡のリスクが高まっていることを考えれば、まず町行政が感染対策を徹底し、説得力を持ってマスク着用の徹底など全町的な感染対策、予防意識の見直しも図っていく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の新型コロナウイルスの拡大防止対策、感染予防意識等の見直しをという質問についてお答えをしたいと思います。

国や北海道は、感染拡大防止への対応として行動制限を行わずに社会経済活動をできるだけ維持することを掲げ、濃厚接触者を特定しPCR検査を行う対象も縮小されています。その影響も含めて全国的な感染拡大につながっていると思われ、本町では7月から8月にかけて感染が増加傾向にありました。ただ、町としては、医療機関など社会資源が乏しい実情などを踏まえ、独自の対応として感染者の了解を前提に行動履歴の聞き取りや独自のPCR検査、抗原検査を実施するなど感染の抑え込みを図ってきているところであり、今後も少なくとも現在の第7波が収束するまではこの対応を取っていきたいと考えております。

感染状況については、感染経路が特定できないケースも増えており、感染者と濃厚接触していなくても感染しているようなケースもありました。オミクロン株の感染力の強さと行動制限のない中で感染経路を特定することが困難な状況にありますが、感染経路が特定できている中では帰省など町外の方との接触による感染から家庭内だけでなく町民同士での感染につながっているというようなケースが見受けられております。

感染者数の報告については、連日街頭放送することで啓発の効果も薄れてしまうのではないかと思います、感染者数の報告を週1回、必要な日常的な感染対策のお願いを継続的に繰り返すこととし、クラスターの発生や公共施設、機関等での発生はその都度行うこととしました。感染初期のような誹謗中傷は起らない状況とはなっていますが、個人情報への配慮は必要と考えています。防災無線の活用や放送内容については、試行錯誤の中で行っておりますが、大切なのは感染予防と拡大の抑え込みですので、今後も議員のご意見等も踏まえて町民のご意見も伺いながら改善を図っていきたいというふうに思います。

なお、町内の高齢者福祉施設でクラスターが発生した件では、速やかに中頓別町高齢施設現地支援対策本部が設置され、道をはじめ町と施設が一丸となって対応を協議してまいりました。クラスター認定は、初めてのことでしたので、北海道が報道発表する前に防災無線を通じて町民の皆様には施設名を公表してお知らせしました。

新型コロナウイルス感染症は、蔓延期に入っており、全国的にも感染源が特定されない感染が増えています。予防接種は、重症化予防には大きな効果を発揮していますが、感染予防対策には3密回避、手指消毒、マスク着用、換気が重要と考えております。いつでも誰が感染してもおかしくない状況にあることを踏まえて、行政のみならず町民の皆様と共に感染予防対策の徹底を今後も図っていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 再質問に入れということなので、伺いたいと思いますが、ちょっと長いと思うので、途中で切られてしまうかもしれませんが、伺いたいと思います。

今ご答弁いただいたように、中頓別町でも7月頃から再度感染者が確認されるようにな

って、ちょうど昨日この1週間の累計というものが、月曜日にこれを行うということになったのだなと思うのですけれども、発表がありまして、直近の1週間でも11名の感染が確認されているということでした。長寿園のクラスター関連でいうと、感染は確認されていないということで、今日の町長の行政報告でもそのような内容でクラスター収束の見通しが立ったというような状況かと思えます。それとは別で、市中感染のほうについてタイムリーな状況として、土曜日までの累計だったと思うのですけれども、まだ今日は火曜日なのですが、今週に入ってからのこの日曜日以降の状況についてはいかがでしょうか。

また、本町においても感染が拡大してきたのが7月からということなので、いわゆる行動制限のない夏休み、お盆休みとリンクする形で中頓別町でも感染が先週までは確実に続いているということになります。この行動制限のない連休ということによって感染が拡大しているというのは、それを毎日強調して伝えるメディアにも責任があるなと思えますし、国からそれを伝えるように言われているのかなと思うぐらい連日強調されていたので、当然の感染拡大の結果だと思うのですけれども、お答えいただいているように濃厚接触者としてPCR検査の対象となる範囲が狭められたことも感染拡大の一つの要因になっていると、私もそう思います。この点、町としては感染者の行動履歴の聞き取りなどから、検査対象に含まれない人に対しても希望する方にはPCR検査を受けられるよう対応しているということで、実際今回でいうと1日の検査数とかで多分50人規模であるとか、今日行政報告があった中でも一月で見ると100人以上検査しているような状況にあったかと思えます。そういったことで幅広く検査できるよう取り組まれていると思えますので、これについてはぜひ第7波と言わずに新型コロナウイルスによる感染そのものが終息するときまで続けていただきたいなと思えます。もしかしたら終息するまでもうそう遠くないかもしれないかもしれませんし、まだまだもしかしたら時間はかかるかもしれない、本当にこれは分からないなと思うのですけれども、積極的な検査というものは今後も有効だと思います。

この点で、試験用として市販されている簡易の抗原検査キットというのを自費で購入して持ち歩いているというような方が結構いらっしゃるようです。これを町のほうでも相当数確保したときがあったのではないかなと思うのですけれども、精度が低いというようなことでももしかしたらあまり活用されていないというようなこともあるかもしれません。ただ、意外とPCR検査で陰性と判定された方が唾液の検査キットで陽性であるということが分かるというような例も実際ありますし、また多少の感染の不安などがありながらもPCR検査を希望することそのものが結果陰性だったとしてもそういうところを見られたら、知られたら感染を疑われるのではないかなというような不安があったりしてハードルが高い面もあるようです。もし唾液の試験用キットがあまり使われていないであるとか、かなり数に余裕があるとしたら、ある程度数を制限するなどして役場の窓口においてお持ちいただけるような取組、そういったことに活用することもそういう状況であればできると思ったりもするのですけれども、この在庫の状況であるとか活用の状況についてもお伺いできたらというふうに思います。

それと、感染状況についてということで、帰省であるとか町外との接触によって家庭内で感染が広がるようなケースがあったということで、中には恐らく感染源と思われる感染者の方と濃厚接触に該当していないような状況でも感染したと思われるようなケースもというふうにあるわけですが、私自身の印象としてはこれまで常に感染リスクの低い生活を送ってきたわけでもない中で、恐らくまだ感染はしていないと思うのですが、また感染したのではないかなというふうな認識もありませんので、自分の努力も含めて感染を回避してきたのではないかなというふうには思っています。でも、そういう方はほかにもたくさん間違いないくらいと思うのですが、そういうふうにご経過してきた印象としては感染者の方と濃厚接触に該当するような接触がなければ感染するリスクは私はほとんどないと思っています。ウイルスそのものの感染力が強くなっているということもここでも挙げられていますけれども、それは基本的にウイルスが体内に入ってからで、感染拡大の一番の要因というのは対策意識の低下であるとか、感染対策の強度の低下によるものではないかなというふうには思っています。このご答弁の中では具体的には書かれておりませんが、今回の感染拡大の中でもマスクなしでの行動によって感染が広がった可能性があるということも聞いています。

長寿園のクラスターについても感染者の介助、介護に当たる職員が感染をしていない利用者の方に短い間隔で接触してしまうというような場面もあったようだという事もありますし、直近1週間の感染者でいうと、こども園で開催された行事、その関連の方が多いのではないかなというふうにも聞いています。こういう中でも町内の子供たちが楽しめる機会をとというようなことで工夫してイベントなどを開催しようとするのを考えることも大事な事だと思えるのですが、それによって小さいお子さんはもちろん、私は受けたことないので、ちょっと分からないですが、大人でも涙が出るような鼻の奥に綿棒を突っ込んでというPCR検査を受けさせてしまうことになるというのはいかなるものかなというふうに思います。都会でも大きなイベントなども開催されるようになっていきますけれども、この対策のレベルというのはやっぱり都会のほうが高いかなというふうに思います。ちゃんと入り口というものがあって、そこからでないと基本的に入場できないような形、そこで検温、消毒、マスク着用の確認、こういったことの徹底、これを町の行事であるとかイベントごとで感染対策として実施されているのかについても伺いたいと思います。

人が集まる、そういった場面での感染対策について、この7月以降でいいますと、私も関係しているものが多いのですが、商工会青年部の子供縁日だったり、観光協会の夏祭り、これは中頓別町でも大きな規模になります。商工会の盆踊り、最近でいうと駅伝大会なんかもありました。中には、感染対策が徹底されていない場面もあったように思いますが、この点どのように考えておられるか。

こども園の関係についても町内のクラスターというのも公式的には初めてのことでしたけれども、もしイベントの中で実際感染が起きたとしたら、それもイベントごとでの感染というのは初めてのことでないかなというふうには思いますので、今後のために検証する

必要もあると思いますし、この点についていかがでしょうか。

それと、街頭放送、防災無線の活用について、これについてご答弁では連日放送を行うことで啓発の効果が薄れてしまうというのは、私自身仕事柄町民の皆さんの事情に触れる、接する機会が多い者の印象としてはこれはちょっと実情を知らない発想ではないかなというふうに思います。実際今回の7月以降の感染拡大前というのは、また防災無線での啓発も特になような時期、これまでで一番感染対策の意識が低下していたと思います。正直コロナ禍になってからでもマスクを一貫して着用せずに過ごしている方、町内のお店とかを利用する方というのも実際いらっしゃいます。ただ、そうでなかった人たちまでも現状でも本来マスクが必要とされる場面であってもマスクを着用せずに利用したり、過ごすようになってきています。これが今回の感染が拡大して防災無線でそれが小まめに伝えられるようになると、またマスクをしてくるようになるのです。例えば役場に行くとき、来るとき、これって結構皆さんマスクの着用とか意識されていると思うので、マスクしていない方の姿ってあまり見ないと思うのですけれども、なので役場にいるだけでは気づけないことだというふうに思います。1週間に1回感染者の累計を伝えるだけでは、また逆戻りしてしまうと思いますし、これについては同じ月曜日だと思いますので、道の発表もありますし、その後新聞報道などでも確認できることであって、それこそ対策意識の啓発としては期待できないというふうに思います。実際問題、コロナ関連の放送があっても気をつけるために自分にとって必要な情報ではないなということで無線の音量を下げてしまっている方も結構いらっしゃるようです。ご答弁の中でいうと、日常的感染対策のお願いについては継続的に繰り返すということであるなら、そこに本当に本日の感染確認はというようなフレーズが入るだけでまた音量を上げる人はいると思います。毎日生放送とかで対応するのは大変かもしれませんが、例えば感染者ゼロ名から10名ぐらいのバリエーションを録音して用意しておくであるとか、機械的な音声の放送については文字の打ち込みとかで行われていると思いますので、こういった放送を聞いていただけるような工夫というのが必要だと思いますので、この点についても再度いかがでしょうか。

この点で最初の質問で伺っている音声そのものに対する指摘もというのは、これまで結構使われていた男性的な声の音声、これがなかなか評判が悪くて、そういうことがあって最近実際あまり使われていなかったと思うので、評判が悪いということであれば今後も別に無理して使う必要ないと思うのですけれども、そういった町民の方からの声などで使用しないというような対応を取っておられるのか、単なる確認なのですけれども、これも含めて伺いたいと思います。

そして、最後の部分になりますけれども、後段の今後の感染予防対策ということについて先ほども少し申し上げましたけれども、私自身これまでの3年近い経験において思うのはいつどこで誰が感染してもおかしくないというものではないのではないかなというふうに感じています。感染するということには、必ずと言っていいほどそれなりの行動が伴っていると思っています。中頓別町での感染が増えてきておりますが、それでもまだまだ感染

していない方、職場とかで見ても感染者が確認されていないところのほうがまだまだ圧倒的に多いわけですから、行政が説得力を持ってと言っているのはそういうことです。ただ単に感染対策をお願いするだけの説得力というのは、もう私は失われていると思いますので、そういう単調な内容だけでは戸別受信機の音量は下げられてしまうということです。だから、もっと工夫したほうがいいと思いますよということを申し上げましたけれども、ここ最近の町内の感染対策の状況についてはどのような認識でおられるのか、どのように把握されておられるのか、私は今これが一番重要だと感じています。ご答弁の前段で感染者の行動の聞き取りということがあるわけですが、これは感染していることが分かるまでの行動になると思います。感染者として自宅療養、外出自粛となった期間の行動については、どのように把握されておられるでしょうか。

これまでも濃厚接触者に該当するような方が自分の検査結果が出ていない状況で買物であるとか、ほかの方と接触する行動を取ってしまう、またそれを余儀なくされてしまうようなことが見受けられるということが実際にあったようで、またそういった外出をしないようにしていても物資が思うように届かないということで近しい方に買物してきてもらって、そこで新たな接触が生まれるといったこともあるようです。なので、支援物資の状況についても改めて伺いたいと思いますし、今回の感染拡大の中でいうと、濃厚接触者のみならず感染者の方ご本人が自宅療養、外出自粛など人との接触が制限されているであろう状態で自宅ではなく職場等で同居家族以外の方と感染前と変わらない形で接触するということが一部であったようです。行動制限がないということが必要以上にメディア等で強調されておりまして、感染者、濃厚接触者に対しては最低限の行動制限はあります。そういう中で事業所によっても従業員全員の陰性が確認されるまで閉鎖するところもあれば、利用される方がその職場で感染者が確認されたことを知らない状態で全く休まず通常営業しているところもある、対応がまちまちなのです。陽性者として感染している状態にあって自宅療養、外出自粛等の期間にあることを自覚していながら外部と不要不急の接触をするという行動は、私は迷惑行為等に該当すると思います。感染拡大のリスクを高める行為であったということは、町としても検証する必要があると思いますし、こういったことについて行政は自宅療養、外出自粛の状況確認、感染拡大防止対策徹底の要請、指導ができる立場にあると思うのですけれども、そういったことは行われていないということなのか再度伺います。お昼の後にお答えいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 途中ですが、昼食のため議場の時計で1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

一般質問を続けます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の質問にお答えしたいと思います。お昼も挟んだので、漏れていけばご指摘ください。

まず、感染状況でありますけれども、日曜日以降の感染については本日発表になる1名であります。これは、これまでの感染者の家族内ということでありまして、新たな発生というのはここ数日ないという状況であります。

それと、町独自で行っているPCR検査等についての継続でありますけれども、この辺はご意見も踏まえて7波収束以降も基本的には何らかの継続をしながらやっていきたいと思っております。ただ、保健所のほうも今月の26日でしたか、以降に全数を把握しないというようなフェーズになっていくので、その辺りが我々としてもどうすり合わせ、整合していくかというところを考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますけれども、やっぱり町民の不安というのが残っている以上、何らかの形で町独自の対策を講じていくということはやっていかなければならないというふうに思っております。

それと、抗原検査キットの活用でありますけれども、最初に購入した試験用についてはあと在庫100ぐらいということでありまして、国のほうでもそれを使用しないでこういう体外診断用医薬品とかという表示になっているものということでありまして、基本的にこちらを活用していくというふうに、これは今町のほうでも400弱ぐらい在庫を持っています。これとはまた別なものです。これは、私が個人的に買って使っているものですが、そういうものをしっかり在庫確保して、今までも即結果を知りたいときとか、PCR検査するにしてもその時点で一回抗原検査するとかというふうにして活用もしておりますけれども、これらの活用の拡大というか、なかなか入手が常に在庫があるという状況ではないようなので、どの範囲まで提供できるかということを見定めながら、これについては町も今後も確保して提供していきたいというふうに思っております。ただ、1つ、今回病院のほうの予算の中でPCR検査のできる機材の購入を上げさせていただいております。どうしてもたくさん検査が増えると結果が出るまでに日数が、時間を要するというようなこともあるので、それを活用することで、たくさん件数はさばけないのですが、かなり早い段階で陽性の確定ができるかなということがありますので、予算をご了解いただければ速やかに準備して病院のほうでもこれらの検査ができる体制を講じていきたいというふうに考えています。

それと、今の感染状況に関して町のイベントなどの対策についてでありますけれども、こども園のことについては後でこども園の園長のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的にこども園の行事参加者の中での感染はなかったと、その場での感染は起こっておりませんので、こども園のほうでも感染対策をして行事をやっているということでありまして。基本的に社会全体として行動制限しないという中で、町のイベント等をどういうふうにしていくのかというところは大変悩ましいところでありまして、完全に元に戻るといえるには町民の感情とかを考えるともう少しやっぱり時間を要する

のではないかなというふうにも感じていますので、特に対策が難しいと思われるような事業については今も中止をしたり延期をしたりというような対応しております。その行事内容等に鑑みながら、個別に一つ一つ開催の可否を判断しながら進めていければというふうに思います。

それと、街頭放送の関係については、おっしゃるように毎日のタイムリーな放送、言葉というのもよく分かりますので、ここはちょっと検討させていただいて、今後の対応については再構築したいと思います。ただ、本当に今も保健所が直接関わって検査した結果とかが速やかに町のほうに提供されるということはないのです、実は。だから、そもそも公表されている中身でもないのに、難しいところはあるのですけれども、町が把握できたものについてというのは可能かもしれないので、その範囲で、全てということではできないかもしれませんが、そういった形の対応を検討したいと思います。

それと、音声に関しては、いつも放送を担当する職員の放送の仕方とか声質とかもあってなかなか評価が分かれて、多分最悪だったのは私が自身で放送したときが一番聞きづらかったのではないかなというふうには思うのですけれども、改めて今後の防災無線に関しては放送の仕方、それから職員の、アナウンサーではないのですけれども、そういう研修等も考えながら、機械でやる場合と人の声でやる場合のどういうスピードとか、そういうのでやったらいいのかとかという、今も声質とかというよりもゆっくり読むか、その速度がかなり放送ごとに違っていてというのがあるので、そういうのをできるだけ統一できるようにしていくのが望ましいかなというふうに思っています。これは、長期的に活用していくものなので、より聞きやすく分かりやすい内容になるように部内でも改善を図っていきたいというふうに思います。

それと、今後の感染予防対策に関してですけれども、議員おっしゃるようにしっかり予防対策をしていけばかからないというのも、私もかかっていませんので、それなりの対策はしているつもりなのですけれども、ただこの間もある国会の先生とちょっとお話ししたら、感染したと、だけれども本当にどこで感染したか分からないとおっしゃっていました。外に出て人と接触する機会の多さやその接触の仕方によって、少なくともいわゆる濃厚接触、マスクをしないで15分間会話をしたとかと、これには該当していないけれども、マスクをしていた、会話もそんなに長時間ではなかった、そういうことしかしていないのだけれども、でもかかったという人はやっぱりいるのです。だから、どちらも絶対ではないのではないかなというふうに思います。ただ、できるだけ対策することがやっぱり可能な限り感染を防げるということは間違いないと思いますので、そういった対応をこれからも呼びかけていきたいというふうに思います。

あと、実際の感染が起きたときの町内事業者等での対応についてなのですけれども、おっしゃるように今感染者は10日間から7日に短縮をされてとか、濃厚接触者については5日間とかというふうに国の基準で示されていて、感染者も濃厚接触者も基本的にはそれをちゃんと守っていただくということが基本になろうかというふうに思います。町内の中

でPCR検査をやっていただいて、そういう検査をしているにもかかわらず事業所が継続されていたり、休まれたりとか、まちまちになっているところなのですけれども、基本的に保健所に関しては濃厚接触者とか、みんながそうなってればそういう形になると思うのですけれども、実際には濃厚接触とみなされていないわけです。さっき言いましたように、マスクなしで15分以上会話したとか、そうではない限りは濃厚接触ではないわけです。ただ、町としては、そういう状況であっても皆さんに協力をお願いして、そこから出ていかないことを何とか達成しようとするので、濃厚接触でないのだけれども、同じ空間にいたので、皆さん検査を受けてみませんかということをお願いをして受けていただいているという状況なので、だから事業所を閉じてくださいとかというふうに言える、そもそも町にそういう権限もないし、そういうふうをお願いできるということでもないという状況にあるということをご理解いただきたいと思います。実際に町独自でやっているPCR検査に関して協力していただけないという方もやっぱりいらっしゃいますし、協力を求めること自体に対して人によっては複数回、何回も何回もそういう検査になって子供を休ませなければいけなかったり、自分がそのために休まなければいけなかったりとかということが起こっていることに対しておかしいというようなご批判もないわけではないのです。それでも皆さんの多くは協力をしていただいて、何とかこれまでやってきているということでありますけれども、そういったところも踏まえながら町としては丁寧に説明して検査の受検等についての協力をお願いしていくという形で一人でも多く感染にかからない、予防につながるように今後も対応していきたいと思っております。

こども園の関係は、園長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 大島認定こども園園長。

○認定こども園園長（大島 朗君） 宮崎議員のご質問に、また町長に今答弁いただいたのですけれども、詳細について私のほうから補足説明させていただきます。

先日土曜日に人形劇を公演したのですけれども、その中に参加をしていた方から陽性者が出たということで対応を進めてきたところです。皆様には大変ご心配をおかけしました。当日は、土曜日だったために、全員ではないのですけれども、希望者ということで園児28名、小学校1、2年生が6名、支援対象の家庭が4家族、職員12名ということで、保護者については感染対策上入場をお断りしたという状況になっております。それで、その中で陽性になった方がいらっしゃったということで、保育所のコロナ感染対策のマニュアルによると、園児は半分ぐらいはマスクをしていたのですけれども、マスクをしていない子もいたので、全て濃厚接触者に該当するかどうかということについても周りの状況等を勘案してから判断なさいというふうになっていましたので、保健福祉課と写真を基に当時の状況について状況把握をした上で判断をしたところです。そこで、全員そこにいた者については、参加された方については念のためPCR検査をしようということになりました。結果的にほかに陽性になった方がいるのですけれども、その方からお伺いしたところ、土曜日の午後からの接触によるものだということで連絡がありましたので、また当日の席

の一番遠いところに座っていた方だということで、恐らく、これは確定ではないのですけれども、個人的な関わりの中で、接触の中でというふうに理解をしています。ただ、こども園としてみますと、通常から体調確認だとか、検温、換気等については当日も含めて行っておりましたので、万が一に備えて、一番懸念しているのは休園することが皆様にとって大変影響が大きいということで、休園にしないための措置ということで参加された方皆さんにご協力をいただいてPCR検査を受けて、その中でたまたま先ほど言ったような行動の中で陽性になった方が分かったということで、念のための検査が結果的には拡大防止につながったのではないかなというふうに思っております。今後も引き続き、かなり行事等については精選をし、中止もしてきたのですけれども、子供たちの健全な成長、発達を促すために精査しながら感染対策をして進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 再度質問させていただいた部分については、全てお答えいただけたかなと思います。今大島園長のほうからもこども園の人形劇ですか、行事の関係での対応についても詳しくお答えいただいて、今お伺いするとかなり尽力されて休園にしないための対応が取られていたということで、これは感染もその後恐らく広がっていないと思いますので、ありがたいなというふうに思います。

町長にも全ての点でお答えいただきまして、1点、防災無線の音声の関係でいうと、私が言っているのというのは、町民の皆さんの評判があまりよくないというのは機械的な音声の男性的な声のことであって、今あまり使われていないやつ、でも一時期ずっと結構使われていたと思うのですけれども、例えば町長の生の声であるとか、職員の方々の声というのはどっちかという評判がいいと思いますので、ぜひまた放送していただきたいなというふうに思うぐらいです。それは、確認ということで。

それで、今回の質問の中で今一番重要だなと思うところで最後の感染対策の部分でありますけれども、町長のほうから今お答えあったように例えば感染者が確認されたからといって事業所を休んでくださいとか、自由にやってくださいとか、そういうのを町が言えるというようなことではもちろんないと思います。ただ、私が思うのは、そういうこと以前に感染対策をしっかりとみんな同じように取る必要はあるのではないかなということ。例えば町内でもほとんどの事業者になると思うのですけれども、感染リスク低減などの支援金を受けているわけです。だから、そういったものを受けている事業者、事業所について対策を怠るというわけにはいかないわけですし、言ったら国民全体といっても受けていない人もいますけれども、特別定額給付金の10万円とか受けている、この趣旨としてはやっぱりみんな感染対策をしてこの危機を乗り越えていこうというものなので、みんなこういうものを受けている人については最低限感染対策をしっかりと取るというところが必要になってくると思いますので、ただ実情としては恐らくそういった支援金、給付金を受けていながら感染対策が十分でない事業者、事業所、消費者の側においても、両者

においてこの一部で感染対策を取らない行為というのを、それを周りの方が見て不快に思うところというのが事実としてあるのだと思うのです。これは、今日の行政報告でももちろん言われていますし、町のほうではコロナ差別ゼロの町というのを掲げていて、これをしきりに言われているわけですがけれども、私は中頓別町でいったらもともとコロナ差別はないと、ゼロだと思っています。だから、私は、中頓別町が目指すべきはコロナ差別ゼロでなくて、コロナゼロの町だというふうに思っていますので、そういう中でも現実として町内でお店等を利用する際にマスクをしないであるとか、逆にそういった感染対策を取らずに接客をする、そういった方々も中頓別町だからそういうこともしているけれども、町外で商業施設などを利用するときは絶対マスクをつけていると思うのです。そうでないと多分利用できないと思うので、だからあるとすればコロナの感染対策そのものを都会と田舎で差別的に使い分けている現状ぐらいかなというふうに思います。だから、こういう格差であるとか、意識の格差というものの見直しが私は全町的に必要ではないかと思うので、特段今の時点で再度質問はしませんけれども、今後も例えば事業者のことでいえば、商工会と確認を取ったりする中で最低限の感染対策は町民の皆さんも事業者も取っていかうよということをもた一緒に考えていただけたらなというふうに思います。よろしく願います。

私の質問は以上です。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第38号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第38号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第38号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課、市本参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） それでは、よろしく願います。少し長くなりますが、ご説明のほうをお聞きください。議案第38号 職員の定年等に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案7ページをお開き願います。議案第38号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月13日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案30ページをお開き願います。改正の要旨、地方公務員の定年は国家公務員の定年を基準として各地方公共団体が条例で定めるものとなっています。令和5年4月1日施行の地方公務員法の一部の改正により、令和5年度から令和13年度にかけて段階的に65歳まで定年が引き上げられることを踏まえ、一部改正を行うものです。

改正法の趣旨としましては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくこと、また組織全体としての活力の維持と高齢期における多様な職業生活設計の支援を図ることを目的としています。

改正の概要としましては、①、令和5年度から令和13年度にかけて2年に1度ずつ段階的に年齢を引き上げ、現行の60歳から65歳まで定年を引き上げることとしており、下表のとおりとなっております。

②、役職定年制を導入し、上限年齢に達した職員は上限年齢に達した日から最初の4月1日までの期間に管理監督職以外の職に異動させます。

③、管理監督職の降任は、3年以内（最大で4年間）での例外の規定も定めております。

④、管理監督職の範囲は、管理職手当支給対象の職である主幹級以上とします。

⑤、職員の給料額は、職員給与条例で定めますが、原則60歳に達した日後の最初の4月1日から現行の7割水準といたします。

⑥、定年前再任用短時間勤務職員の制度が設けられ、60歳に達した日以後、延長後の定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができます。

⑦、60歳以後の任用に関して事前に情報提供することが努力義務となっています。

次に、新旧対照表に基づいて改正の内容をご説明申し上げます。議案20ページをお開き願います。条例は、章立てとして再整理、第1章、総則、第2章、定年制度、第3章、管理監督職勤務上限年齢制、第4章、定年前再任用短時間勤務制、第5章、雑則、附則といたしました。

第1章、総則、第1条、趣旨では、地方公務員法上の適用条件について法の改正に基づき修正をしております。

第2条、定年による退職は、変更ありません。

第3条、定年に関して年齢を60歳から65歳に引上げといたします。なお、従前のただし書で規定されておりました第1号、病院において医療業務に従事する医師の年齢65歳、

第2号、用務員及び調理員の年齢63歳は廃止し、一般職と同様とします。

第4条、定年による退職の特例の第1項は、定年退職から1年を超えない範囲内で定年退職日に従事している職に従事させることができる規定であります。議案21ページを御覧願います。第1号、高度の知識、技能または経験、第2号、勤務環境、条件の特殊性、第3号、業務遂行上の支障によることとされております。

第2項では、第1項各号の理由が解消できない場合には最大で3年間勤務を継続できる規定であります。

議案22ページをお開き願います。第3項では、勤務を延長する場合、当該職員の同意を要する規定。

第4項では、継続する理由がなくなった場合の期限の繰上げを規定。

第3章、管理監督職勤務上限年齢制以下は、新たに制定される規定となっております。

第6条、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の第1項では、管理監督職となる職についての範囲であり、職員給与条例第15条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職としております。当町では、主幹以上ということになります。

第7条、管理監督職勤務上限年齢では、管理監督職の勤務上限年齢を60歳と定めております。

第8条、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準は、地方公務員法各条のほか各号のとおり基準を設けています。議案23ページを御覧願います。第1号では、人事評価、勤務状況、職務経験に基づき職務遂行能力、適性に応じて段階を定めること、第2号ではできる限り上位の階級に降任すること、第3号では上位の職階と下位の職階から降任についてできる限り格差をつけるよう努力する旨の規定です。

第9条、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例では、第1項で管理監督職の上限年齢に達した者を異動期間を延ばし、1年間継続することができる規定です。議案24ページをお開き願います。この場合、第1号ではその職が高度の知識、技術、経験を要し、公務の運営に支障を来す場合、第2号では勤務環境、条件による特殊性がある場合、第3号では業務遂行上重大な障害となる特別の事情がある場合の理由がある場合といたしました。

第2項では、第1項の異動期間延長の理由が続く場合3年間まで延長できる規定です。

第3項では、容易に補充することができない管理監督職を特定管理監督職群として規則で定め、異動期間を1年延長することができる規定です。

議案25ページを御覧願います。第4項では、事由が継続する場合、第2項及び第3項で延長された異動期間をさらに1年間延長できる規定となっております。

議案26ページをお開き願います。第10条、異動期間の延長等に係る職員の同意では、異動期間の延長及び異動期間中の降任についてあらかじめ職員の同意を要する旨の規定です。

第11条、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置では、他の職に降任する旨を規定

しました。

第4章、定年前再任用短時間勤務制、第12条、定年前再任用短時間勤務職員の任用として、年齢60歳に達した日以後に退職した者を短時間勤務の職に採用できる規定です。

議案27ページを御覧願います。第13条では、地方公共団体で構成されている組合職員を短時間の勤務の職に採用することができる規定です。

第14条、雑則では、必要な事項を規則に定めるとしています。

昭和60年附則第3項、定年に関する経過措置としまして、2年に1度ずつ段階的に定年年齢を延ばしていく規定としています。

第4項では、削除となりました第3条各号の医師及び用務員、調理員の経過措置を規定。

議案28ページをお開き願います。第5項、情報の提供及び勤務の意思の確認では、職員への情報周知及び意思確認の経過措置を規定しています。

議案13ページの改め文、中段を御覧ください。附則第1条、施行期日は、令和5年4月1日からとする。ただし、令和6年3月31日までに年齢60歳に達する者への周知、確認は公布の日から施行するという規定です。

第2条、勤務延長に関する経過措置では、旧条例に基づき既に勤務延長を行っている者への新条例と同様にするための経過措置の規定です。

議案14ページをお開き願います。第3条、定年退職者等の再任用に関する経過措置では、廃案とする中頓別町職員の再任用に関する条例を適用すべき、あるいは適用している者に関する経過措置を規定しています。

議案16ページをお開き願います。第4条では、地方公共団体で構成されている組合の職員について前第3条に規定されている職員と同様に措置すべき経過措置の規定となっています。

第5条では、再任用短時間勤務に就いている者を継続してその職に就かせることができる経過措置を規定しています。

議案17ページを御覧願います。第6条では、地方公共団体で構成されている組合の職員について前第5条に規定されている職員と同様に措置すべき経過措置を規定しています。

第7条では、定年の異動期間を延長されている者に関しての禁止事項が規定されており、新たに設置された職あるいは施行日以後に名称が変更された職に就くことを禁止した規定です。

第8条では、短時間勤務における職について第7条の経過措置と同様の禁止事項を規定しています。

議案18ページをお開き願います。第9条では、地方公共団体で構成されている組合の職員について前第7条及び第8条と同様な禁止事項を規定しています。

第10条、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置では、職における昇任、降任または転任することを禁止する規定としております。

議案19ページを御覧願います。第11条、令和3年改正法附則第2条第3項に規定す

る条例で定める年齢では、令和6年3月31日までに達する年齢を60歳とするものです。これは、当該職員への周知及び意思確認に係る経過措置の年齢です。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第38号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第39号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第39号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） よろしく申し上げます。また少し長い条例改正となりますので、お聞きください。議案第39号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。議案第39号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月13日提出、中頓別町長。

改正の要旨を説明申し上げます。議案47ページをお開き願います。改正の要旨、地方公務員法の改正に基づいた職員の定年等に関する条例の一部の改正に伴い、当分の間60歳に達した日後の最初の4月1日から現行給料の7割水準とするものです。また、再任用職員の給料月額を定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に改めるとともに、再任用短時

間勤務職員を定年前再任用短時間職員に読み替え、定年の引上げが段階的に行われること、既存の再任用職員も含めて新たな制度となる暫定再任用職員への移行に伴い、附則にて経過措置を盛り込みました。あわせて、介護医療院の開設に伴い、別表3の医療助手の職務を介護福祉士とする改正といたしました。

次に、新旧対照表に基づき改正の内容を申し上げます。議案37ページをお開き願います。第3条第4項では、現行第4項の再任用職員及び現行第5項の再任用短時間職員に替え、定年前再任用短時間勤務職員の給料を規定するものです。なお、現行の再任用職員は暫定任用職員とし、給与は経過措置として附則にて規定いたします。

第10条の通勤手当から議案41ページの第19条、適用除外までは、再任用職員あるいは再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員に読替えを行う規定と文言等の修正であります。なお、第19条の適用除外につきましては、職員の初任給、昇格、昇給等で定める基準、扶養手当、住居手当、寒冷地手当も定年前再任用短時間職員の適用の除外といたします。

附則につきましては、制定附則第6項から第12項までの7項を追加し、旧定年退職年齢以後の経過措置を規定いたしました。

第6項では、旧定年退職年齢以後の定年退職基準日以降の給料に関しては従前の給料の7割とする規定です。第1号では、旧定年条例第3条第2号に63と規定されていた用務員及び調理員の暫定的な措置、また第2号では条例で定めた管理職の規定となりますが、当町では該当いたしません。

議案42ページをお開き願います。第7項で前項の規定を適用しない者で、第1号では他の法律により期限の定めのある臨時的任用職員や非常勤務職員、第2号では退職年齢を条例に別で定めている者、第3号では退職前の職名、管理職のまま職務を継続する者としています。また、第4号では組合職員、第5号では派遣職員も同様の措置とする規定です。

第8項は、降任する管理監督職のうち現行給料の7割に差が生じる場合は調整を行うための規定です。

議案43ページを御覧願います。第9項は、降給した級の最高額である場合の第8項の読替規定です。

第10項は、既に給料表が適用されている職員のうち第8項の適用とならない職について同様に調整を図るための規定であります。

第11項では、第8項及び第10項に該当しない職について他の職と不均衡を生じる場合には同様の措置を行う規定となっております。

第12項は、追加された規定について必要な事項は規則で定めるとした規定です。

議案44ページ、別表第1の行政職給料表(一)、別表第2の医療職給料表(一)及び議案45ページの(二)の改正につきましては、再任用職員は定年前再任用短時間職員に改め、金額に変更はないものの、その額を基準給料月額と定めたものです。

議案 46 ページをお開き願います。別表第 3 の級別標準職務表では、医療助手の職務を介護福祉士とする改正といたしました。

議案 35 ページの改め文、中段を御覧ください。附則第 1 条、施行期日、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条、経過措置として、現行の同職名で勤務延長がされている管理監督職は 7 割減の適用を受けない規定となっています。

第 3 条第 1 項では、暫定再任用職員が適用すべき給料表の規定。

議案 36 ページをお開き願います。第 2 項では、育児短時間勤務を取得している職員の経過措置を規定。

第 3 項では、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額の経過措置の規定。

第 4 項では、暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例を適用するみなし規定。

第 5 項も同様で、通勤手当の支給に関するみなし規定。

第 6 項は、勤勉手当の支給に関するみなし規定。

第 7 項は、昇給等の規定であり、適用しない旨を規定。

第 8 項では、暫定再任用に係る必要事項を規則で定めるとした規定としております。

第 4 条は、その他の経過措置を規則へ委任することとしています。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 39 号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号

○議長（村山義明君） 日程第 11、議案第 40 号 中頓別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第40号 中頓別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案第40号 中頓別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案48ページをお開き願います。議案第40号 中頓別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について。

中頓別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和4年9月13日提出、中頓別町長。

中頓別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例。

中頓別町職員の再任用に関する条例は、廃止する。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提出の理由をご説明申し上げます。議案49ページを御覧ください。地方公務員法の一部改正を受けて職員の定年等に関する条例の一部の改正を行い、現行の再任用制度は経過措置として暫定再任用制度に移行され、本条例に盛り込まれました。このことから、職員の定年等に関する条例の一部改正が施行されます令和5年4月1日をもって中頓別町職員の再任用に関する条例は廃止いたします。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第40号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 中頓別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第41号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第41号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案第41号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案50ページをお開き願います。議案第41号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月13日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案53ページをお開き願います。改正の要旨、地方公務員法の改正に基づいた職員の定年等に関する条例の一部の改正に伴い、再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員に移行したことによる改正です。

次に、新旧対照表に基づき改正の内容を申し上げます。議案52ページを御覧願います。第1条第1項第3号の旧地方公務員法第28条の5第1項の再任用短時間勤務職員から新地方公務員法第22条の4第1項の定年前再任用短時間勤務職員に変更を行うものです。

議案51ページをお開き願います。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第41号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第42号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第42号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案第42号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案54ページをお開き願います。議案第42号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月13日提出、中頓別町長。

議案57ページをお開き願います。改正の要旨を申し上げます。改正の要旨、地方公務員法の改正に基づいた職員の定年等に関する条例の一部の改正に伴い廃止された再任用職員に関する規定を削除し、附則により暫定再任用職員へ適用を移行するものです。また、異動期間を延長された管理監督職を追加するとともに、附則により職員の定年に関する条例と同様な措置を適用することと規定いたしました。

次に、新旧対照表に基づき改正の内容をご説明申し上げます。議案56ページを御覧願います。第2条第2項は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条で定められた法人への派遣ができない職員の規定であり、第1号では任期を定められていた再任用職員が廃止となったため除外から外すための規定を削除いたしました。また、第5号を追加し、異動期間を延長された管理監督職を占める職員を規定いたしました。旧第5号は、第6号として、内容の変更は行っておりません。

議案55ページをお開き願います。附則、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項では、第2条第2項第1号で除外されていましたが再任用職員に替えて暫定再任用職員を同様に除外する規定を定めました。

第3項では、異動期間を延長された管理監督職は職員の定年に関する条例と同様な措置を適用することといたしました。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第42号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で2時10分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第43号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第43号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第43号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案第43号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案58ページをお開き願います。議案第43号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月13日提出、中頓別町長。

改正の要旨を説明申し上げます。議案62ページをお開き願います。改正の要旨、地方公務員法の改正に基づいた職員の定年等に関する条例の一部の改正に伴い廃止となった再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に読み替えるとともに、適用条項の修正を行うものです。また、附則により暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして同様な措置を行うよう規定したものです。

次に、新旧対照表に基づき改正の内容を申し上げます。議案60ページをお開き願います。第2条第3項では、地方公務員法の改正に伴う適用条項を修正するとともに、廃止となった再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員に変更する改正です。

第3条、議案第61ページの第4条、第12条についても同様の変更をする改正であります。

議案59ページをお開き願います。附則、第1条、この条例は、令和5年4月1日から

施行する。

第2条では、経過措置としまして、暫定再任用職員及び暫定再任用職員の短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなす規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第43号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案63ページをお開き願います。議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月13日提出、中頓別町長。

議案74ページをお開き願います。改正の要旨をご説明申し上げます。改正の要旨、地方公務員法の改正に基づいた職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、異動期間を延長された管理監督職を占める職員は育児休業及び育児短時間勤務をすることができない規定を追加するものです。また、部分休業の承認について、国の規定に基づき非常勤職員の定められた勤務時間を正規の勤務時間を含むものとする規定を追加するものです。あわせ

て、人事院規則の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業取得に係る規定を整備するものであり、一般職と同様な取得となる規定を追加するものです。

次に、新旧対照表に基づいて改正の内容をご説明申し上げます。議案68ページをお開き願います。第2条の育児休業ができない職員に第1項第3号で異動期間を延長された管理監督職を追加、また第4号で非常勤職員で育児休業が取得できない者として、アでは養育する子が1歳6か月に到達するまでに任期が定まらなく条件を満たさない不定期勤務者とし、イでは原則育児休業が取得できない期間を規定しました。

議案69ページを御覧願います。第2条の3では、育児休業法第2条第1項のただし書の条例で定める日を規定、第1号では原則である1歳到達日とする。第2号では、両親とも育児休業する場合の特例である1歳2か月到達日とする。第3号では、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する場合1歳到達日として、アでは1歳到達日を育児休業の初日とする場合、議案70ページをお開き願います。イでは、両親のどちらかが継続して育児休業をしている場合、ウでは1歳到達日後において育児休業をしていない場合とする。

第2条の4では、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は1歳6か月から2歳に達するまで、第1号では1歳6か月到達日の翌日を育児休業の初日とする場合、議案71ページを御覧願います。第2号では、両親のどちらかが継続的に育児休業をしている場合、第3号では1歳6か月到達日後勤務継続のために育児休業を取得する場合、第4号では1歳6か月到達日後育児休業をしたことがない場合に規定します。

第3条では、第1項第3号を削り、第6号を第5号として、新たに第6号を追加するもので、任期を更新された場合の育児休業を規定いたしました。

ここまでの概要としては、非常勤職員の育児休業も一般職と同様に原則育児休業は1歳に達する日までとし、両親とも育児休業を取得する場合は1歳2か月まで延長、保育所の入所や両親の離婚、死別等で延長する場合は1歳6か月まで延長、その状態がさらに続く場合は2歳に到達するまで延長が可能とする規定となり、任期が変更された場合も特別な事情として延長を可能とします。

議案72ページをお開き願います。第3条の2では、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は当町の産後休暇後の日数であり、8週後の57日と規定するものです。

第8条の育児短時間勤務をすることができない職員は、第1項第2号として異動期間を延長された管理監督職を追加いたします。なお、旧第8条第1項第2号は、3号に繰り下げております。

第9条第1項第6号では、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めるものとします。

議案73ページを御覧願います。第18条の部分休業では、第1項の正規の勤務時間に非常勤職員に定められた勤務時間を括弧書きとして追加して規定するものです。

議案67ページをお開き願います。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第44号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第45号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第45号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案第45号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案75ページをお開き願います。議案第45号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月13日提出、中頓別町長。

議案78ページをお開き願います。改正の要旨をご説明申し上げます。改正の要旨、地方公務員法の改正に基づいた職員の定年等に関する条例の一部の改正に伴い、当分の間60歳に到達した日後の最初の4月1日から現行給料の7割水準とするものにおける減給への措置に対する減額規定を設けるものです。

次に、新旧対照表に基づき改正の内容をご説明申し上げます。議案77ページをお開き願います。第3条、減給の効果では、その給料を明確にするため、その発令の日に受ける給料とします。また、給料を減ずる場合、基準となる給料は7割措置前の給料額となりますので、現に受けている給料月額に応じた減給となるよう減額することを規定しました。

議案76ページを御覧願います。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。
以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第45号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第46号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第46号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案第46号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案79ページをお開き願います。議案第46号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月13日提出、中頓別町長。

議案82ページをお開き願います。改正の要旨をご説明申し上げます。改正の要旨、地方公務員法の改正に基づいた職員の定年等に関する条例の一部の改正に伴い廃止となる再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更するため、適用条項の修正を行うものです。

次に、新旧対照表に基づき改正の内容をご説明申し上げます。議案81ページをお開き

願います。旧地方公務員法第28条の5第1項は、廃止となる再任用短時間勤務職員の規定であり、それに替えて新地方公務員法第22条の4第1項の定年前再任用短時間勤務職員となることから、適用条項を変更するものです。

議案80ページを御覧願います。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、簡単な説明ですが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第46号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第47号 中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第47号 中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例の制定について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

83ページをお開きください。議案第47号 中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月13日提出、中頓別町長。

86ページをお開きください。改正の要旨であります。危険廃屋解体撤去助成条例につきましては、平成25年に施行し、危険廃屋の解体撤去に係る費用に対して5年間の期限を設け、助成を実施してきましたが、町内には景観を阻害し、周囲に危険を及ぼすおそれのある建築物等がまだ多く存在していたことから、さらに期限を5年間延長し、危険廃屋の解体撤去の促進に取り組んできております。本条例の施行から10年経過し、解体撤去

に係る費用が増加していることから、助成金の限度額の見直しに合わせ、期限について5年間延長する改正をするものとなっております。

84ページをお開きください。改め文を読み上げましてご説明させていただきます。中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例。

中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「50万円」を「75万円」に改める。

附則中「平成35年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

詳細につきましては、事前に配付しております建設課作成の説明資料をご参照願います。また、85ページに改正の新旧対照表を添付しております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） この件については、一般質問で十分論議しましたので、内容的には全く問題ありません。ただ、町長に伺いたいのは、基本的に増額改正が50%なんていうのは本来はあり得ることではないのです。しかも、私の要望は100%を要望しているわけです。これも本来はあり得ないことです。これは、何が原因したかというところ、上げるのが遅かったから、基本的にやっぱり実勢単価の変動を見極めながら、こんな大きな増額をしなければならないようなことは基本的に行政の在り方としてはちょっと遅れたなという思いがするわけです。そこで、今後のことですが、町長もこの思いは同じだと思うので、今後いろんな実勢単価の変更等々を協議しながら、一体どの程度の変動があったら改正の論点になるのか、その辺だけ伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今のご質問に対してお答えしたいと思います。

ここ数年建築に係る費用の高騰がずっと続いてきている中で逐次見直しに着手できなかったことについては、反省すべき点があったというふうには思います。今後については、毎年度の単価の改正等を見極めながら、改正の必要性についても検討を重ねていきたいというふうに思いますが、おおむね改正の助成額の単位として1万円、2万円という刻みではなく、やはり5万円とか10万円とかというような刻みが一つの基準になるのではないかというふうに思います。あわせてでありますけれども本来建物は所有者が適切に管理すべきものでもありますので、そういうところも併せて町としては広報等しながら、危険な廃屋が町から全てなくなるというところをゴールとして適切な施策を講じるように図っていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第47号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長(村山義明君) 日程第19、議案第48号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第48号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原総務課参事から内容の説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 笹原総務課参事。

○総務課参事(笹原 等君) それでは、議案第48号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。令和4年度中頓別町一般会計補正予算。

令和4年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,823万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ44億350万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年9月13日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為についてご説明いたします。本件は、

いずれも学校建設に向けた基本設計業務に関連する事項でありまして、1つ目は学校建設基本設計支援業務委託、期間は令和4年度から令和5年度までの2年間で、限度額は396万円であります。

続いて2つ目、学校建設基本設計委託、期間は令和4年度から令和5年度までの2年間で、限度額は2,137万4,000円でございます。

続きまして、第3表、地方債補正、1点目は過疎対策事業債の変更でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前6億8,530万円から変更後7億2,740万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。過疎地域持続的発展特別事業の限度額を変更前7,120万円から変更後7,690万円とするもので、景観促進事業としてあかね団地解体工事の棟数追加に伴い570万円を追加するものであります。橋梁長寿命化修繕事業の限度額を変更前470万円から変更後670万円に、中頓別弥生線交付金事業の限度額を変更前1億2,550万円から変更後1億2,590万円に、除雪機械購入事業の限度額を変更前2,000万円から変更後5,200万円とするもので、いずれも国庫補助金、事業費の確定に伴う追加でございます。認定こども園園庭整備事業の限度額を変更前3,300万円から変更後3,500万円とするもので、工事内容の追加に伴う追加でございます。それぞれ歳出に計上してございます各事業の実施に伴う財源として追加するものでございます。

2点目、起債の目的、辺地対策事業債の限度額を変更前5,740万円から変更後4,600万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業は、秋田原野線交付金事業でありまして、限度額を変更前4,760万円から変更後3,620万円とするもので、国庫補助金、事業費の確定に伴う減額でございます。

6ページをお開き願います。3点目、起債の目的、臨時財政対策債の限度額を変更前4,366万2,000円から変更後1,901万9,000円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。額の確定に伴い、減額するものでございます。

4点目、起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債の限度額を変更前1,230万円から変更後1,650万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。新規に除雪機械整備事業420万円を追加するもので、歳出に計上しております除雪機械の修繕整備に要する費用の財源として追加するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。18ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に718万3,000円を追加し、5億3,900万7,000円とするもので、内容は人事管理事務事業、1節報酬に昨年度末に退職となりました会計年度任用職員の代替職員を確保するため147万1,000円を追加、2節給料316万円、3節職員手当等80万8,000円、4節共済費100万7,000円、18節負担金補助及び交付金20万9,000円は一般職3名の採用を見込んでいるため追加計上するものでございます。総務関連事務事業、1節報酬15万円、8節旅費4,000円は自治基本条例検討委員会発足のためそれぞれ新規計

上、職員研修事業、8節旅費に職員研修旅費として20万円を追加、18節負担金補助及び交付金に職員の資格取得やスキルアップに向けたリカレント教育に対する支援金として17万4,000円を新規計上、詳細につきましては別に配付しております総務課総務グループ作成の説明資料をご参照願います。また、人件費の詳細につきましては30ページ以降の給与費明細書をご参照願います。

4目財産管理費では、既定額に198万円を追加し、1億2,144万6,000円とするもので、建設設計業務支援事業、12節委託料に学校建設に向けた基本設計実施に係る技術支援業務経費として同額を新規計上、詳細につきましては別に配付しております建設課建設グループ作成の説明資料をご参照願います。

5目企画費では、既定額から2万2,000円を減額し、1億2,560万5,000円とするもので、土地利用等規制対策事業、10節需用費で2万円、11節役務費で2,000円をそれぞれ交付金の額の確定に伴い減額をするものであります。

8目防災対策費では、既定額に5万1,000円を追加し、1,166万6,000円とするもので、防災対策事業、11節役務費に要援護者台帳の登録希望案内を対象者に郵送するための費用として同額を計上。

20ページでございます。11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、既定額に2,127万6,000円を追加し、8,766万6,000円とするもので、地方創生臨時交付金事業、10節需用費に抗原検査キット購入費99万円、消防団員への感染防止衣購入費156万円、合わせまして255万円を追加、12節委託料にテレワーク時においても在庁職員と情報やデータのやり取りが容易にできるようにシステムにチャット機能を導入する費用242万円、観光促進に向けたホームページの改修費用81万2,000円、合わせまして323万2,000円を追加、17節備品購入費に役場庁舎会議室に設置する空気清浄機購入費用として114万4,000円を計上、18節負担金補助及び交付金にPCR検査を町国保病院で実施するための機械購入費として535万7,000円を計上、19節扶助費に福祉灯油助成費用681万円、高齢者世帯等への生活支援金190万8,000円、合わせまして871万8,000円を新規計上、27節繰出金に自動車学校校舎入り口に設置する検温モニター購入費27万5,000円を計上、詳細につきましては別に配付しております総務課政策経営室作成の説明資料をご参照願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に28万7,000円を追加し、3,801万4,000円とするもので、住民事務事業、3節職員手当等に職員の時間外手当21万6,000円、13節使用料及び賃借料にスマートフォンのレンタル料7万1,000円を計上、いずれもマイナンバーカードの普及促進を強化するための費用でございます。詳細につきましては、別に配付しております総務課住民グループ作成の説明資料をご参照願います。

4項選挙費、4目知事道議会議員選挙費では、既定額に18万6,000円を追加し、

212万9,000円とするもので、知事道議会議員選挙事業、1節報酬に同額を追加、年度末の選挙事務に当たり1名の会計年度任用職員を採用するための費用でございます。

5目参議院議員選挙費では、既定額から16万9,000円を減額し、350万9,000円とするもので、参議院議員選挙事業、1節報酬で2万円を追加、3節職員手当等で28万2,000円を追加、7節報償費で8万3,000円を減額、10節需用費で38万8,000円を減額、いずれも選挙事務費の精査によるものでございます。

22ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額に461万2,000円を追加し、4,239万6,000円とするもので、社会福祉総務事業、12節委託料に介護職員の採用支援業務委託料として211万2,000円を計上、18節負担金補助及び交付金に外国人介護福祉人材の奨学生が1名増えることが見込まれますことから、不足する1名分の協議会負担金250万円を追加するものであります。詳細につきましては、別に配付しております保健福祉課作成の説明資料をご参照願います。

2目老人福祉費では、既定額に2,609万6,000円を追加し、2億2,145万6,000円とするもので、敬老会開催事業、10節需用費に敬老祝品の経費追加分として100万円を追加、老人福祉事業、18節負担金補助及び交付金に社会福祉法人南宗谷福祉会への運営補助金として2,509万6,000円を新規計上。

4目障害者福祉費では、既定額に29万2,000円を追加し、1億1,945万2,000円とするもので、障害者医療費給付事業、22節償還金利子及び割引料に21万1,000円を計上、障害者総合支援給付事業、22節償還金利子及び割引料に8万1,000円を計上、それぞれ令和3年度の道費負担金に係る返還金でございます。

2項児童福祉費、4目認定こども園費では、既定額に215万5,000円を追加し、6,996万4,000円とするもので、認定こども園事業、14節工事請負費に今年度予定しておりました園庭整備工事に伐木工事を追加するための費用200万円を追加、17節備品購入費で15万5,000円を追加、保育業務を効率的に行うためタブレット端末を活用したシステム導入に要する費用を当初予算で計上していたところでございますけれども、単価の上昇によりまして必要台数を確保できないため、不足する額を今回追加するものでございます。詳細につきましては、別に配付しております認定こども園作成の説明資料をご参照願います。

7目こども包括支援費では、既定額に90万4,000円を追加し、821万3,000円とするもので、内容はファミリーサポートセンター事業、1節報酬に親子の遊びのサポートや子供の見守りを行うため保健センターに支援員を配置するための費用として24万円を計上、子育て世代包括支援センター事業、10節需用費に子供の誕生のお祝いに木製の椅子をプレゼントする君の椅子プロジェクトの実施に当たりプレゼントする椅子の購入費31万4,000円、18節負担金補助及び交付金に本事業を推進する実行委員会への参加負担金として35万円をそれぞれ新規計上。

24ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費では、既定額に103万6,000円を追加し、1億2,699万5,000円とするもので、内容は環境衛生事業、18節負担金補助及び交付金に合併処理浄化槽の設置に係る補助申請が当初見込額に不足が生じるため81万円を追加、環境保全活動推進事業、14節工事請負費に22万6,000円を追加、今年度整備を進めております電気自動車の充電装置が故障したときに備え、電源コンセントでも充電可能とするための工事費用でございます。

4目墓地火葬場費では、既定額に121万円を追加し、360万1,000円とするもので、墓地火葬場維持管理事業、14節工事請負費に同額を計上、経年劣化により倒壊しました中頓別墓地入り口の案内看板を新設するための費用であります。

5目病院費では、既定額に1,897万5,000円を追加し、2億6,743万8,000円とするもので、国民健康保険病院事業運営補助事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加、運営事業補助分として1,846万3,000円、単独備品購入分として51万2,000円をそれぞれ追加。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に150万円を追加し、9,125万6,000円とするもので、農業振興事業、14節工事請負費にさきの大雨による農道の一部陥没や排水路補修費用として同額を計上。

3目畜産業費では、既定額に369万5,000円を追加し、1億5,271万7,000円とするもので、循環農業支援センター管理事業、14節工事請負費に積雪により倒壊した循環農業支援センター原料混合棟の撤去工事として同額を計上、詳細につきましては別に配付しております産業課作成の説明資料をご参照願います。

7款1項商工費、2目観光費では、既定額に319万4,000円を追加し、8,417万1,000円とするもので、ピンネシリ温泉運営事業、10節需用費に館内の非常用放送設備が故障しているため、これを交換するための費用として227万円を計上、12節委託料にさきの大雨による温泉導水管の敷設道路における路面損耗等の修繕を行うため管理委託費92万4,000円を追加。

26ページでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に1,431万1,000円を追加し、2億418万5,000円とするもので、内容は除排雪事業、10節需用費に除雪機械の車両修繕費として424万6,000円を追加、12節委託料、除排雪委託料で1,402万2,000円を追加、今年度導入予定のロータリー除雪車の納入時期が来年2月までずれ込むことが見込まれますことから請負業者による車両持込みとする設計とすること、また燃料費の高騰による積算の見直しによりまして費用を追加するものでございます。17節備品購入費では、ロータリー除雪車の額確定に伴い477万円を減額、道路維持補修事業、12節委託料にさきの大雨により陥没した道路の補修作業委託料として81万3,000円を追加、詳細につきましては別に配付しております建設課建設グループ作成の説明資料をご参照願います。

3目道路新設改良費では、既定額から1億9,287万8,000円を減額し、3億5,

520万1,000円とするもので、内容は秋田原野線交付金事業、12節委託料で580万円を減額、14節工事請負費で5,200万円を減額、中頓別弥生線交付金事業、18節負担金補助及び交付金で1億3,340万円を減額、道路長寿命化事業、12節委託料で167万8,000円を減額、いずれも事業費の確定に伴う減額でございます。

5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額に1,227万円を追加し、3,891万7,000円とするもので、公営住宅維持管理事業、10節需用費に経年劣化した公営住宅内壁の塗装、床等の修繕費65万円と畳の取替え費用18万円、合わせまして83万円を追加、14節工事請負費ではあかね団地公営住宅解体撤去工事として当初に予定しておりました1棟の解体に加え、2棟追加して工事を実施するため追加分の工事費1,144万円を追加するものであります。

2目住宅建設費では、既定額に205万円を追加し、2,539万9,000円とするもので、内容は住宅建設促進事業、18節負担金補助及び交付金に新築住宅建設に対する補助金に不足が見込まれるため不足見込額80万円を追加、危険廃屋解体撤去助成事業、18節負担金補助及び交付金に本定例会で提案いたしました条例改正に伴い引き上げられた限度額増加分125万円を追加。

28ページでございます。9款1項1目消防費では、既定額に52万4,000円を追加し、1億4,003万9,000円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加。別冊で令和4年度一般会計予算（別紙内訳）明細書を配付させていただいております。明細書の3ページ、4ページのところを御覧いただきたいと思います。常備消防費、中頓別支署費で52万4,000円を追加計上するもので、消防署管理事業での追加でございます。また、別途配付しております南宗谷消防組合中頓別支署所管説明資料に内容を記載しておりますので、併せてご参照いただければと思います。消防署管理事業、10節需用費、修繕費で30万9,000円を追加するもので、本年度消防庁舎の電動シャッターを専門業者による点検業務を実施した結果、シャッターの開閉に必要なトロリーアーム、ローラー等の部材が経年劣化によりシャッターの開閉が不能になる可能性が出てきたことから、その修繕費用を追加するものであります。17節備品購入費では21万5,000円を追加、平成14年の消防庁舎竣工当初から消防団幹部控室に設置しておりますFF式石油ストーブが故障のため点火しなくなり、修理も不可能なことから新たに購入するものであります。

予算書の28ページにお戻り願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額に1,068万7,000円を追加し、1億4,130万円とするもので、教育委員会事務局事業、12節委託料に学校建設に向けた基本設計委託料として同額を計上。

5項保健体育費、2目山村プール費では、既定額に36万円を追加し、230万1,000円とするもので、山村プール運営事業、10節需用費に同額を計上、電気料、水道料に不足が生じる見込みでありますことから追加するものでございます。詳細につきましては

は、別に配付しております教育委員会作成の予算説明資料をご参照願います。

10ページにお戻り願います。歳出合計、既定額から5,823万5,000円を減額し、44億350万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。12ページをお開き願います。11款1項地方交付税、1目普通交付税では、既定額に5,578万5,000円を追加し、20億2,071万円とするもので、歳出の一般財源とするものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に1,183万5,000円を追加し、1億296万3,000円とするもので、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に歳出、総務費の地方創生臨時交付金事業で計上いたしました消防団員の感染防止衣や抗原検査キット購入費、空気清浄機やPCR検査機の購入費用、福祉灯油等に充当する補助金として1,145万1,000円を追加、4節社会保障・税番号制度システム事業費補助金に歳出、住民事務事業で計上いたしましたマイナンバーカードの普及促進に係る職員の時間外手当やスマートフォンのレンタル料に対する補助金として個人番号カード交付事業費補助金31万5,000円、マイナポイント事業費補助金6万9,000円、合わせまして38万4,000円の計上であります。

2目民生費国庫補助金では、既定額に6万6,000円を追加し、1,632万5,000円とするもので、3節保育対策等総合支援事業費補助金に同額を計上、歳出の認定こども園事業で計上いたしましたタブレット購入費に対する補助金であります。

4目土木費国庫補助金では、既定額から2億1,431万5,000円を減額し、2億81万円とするもので、1節道路橋梁費補助金、秋田原野線交付金工事補助金で4,648万2,000円を減額、雪寒機械更新事業補助金で3,700万4,000円を減額、中頓別弥生線交付金事業補助金で1億3,374万2,000円を減額、道路長寿命化事業補助金で162万9,000円を減額、橋梁長寿命化事業補助金で180万3,000円を減額、いずれも補助金額確定に伴う減額でございます。2節公営住宅建設事業等補助金では、危険廃屋解体撤去助成事業で62万5,000円を追加、条例の改正に伴う追加でございます。あかね団地公営住宅解体工事で572万円を追加、解体棟数の追加に伴う追加、合わせまして634万5,000円を追加するものでございます。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額から16万9,000円を減額し、369万7,000円とするもので、3節参議院議員選挙委託金で同額を減額、選挙事務費の精査による減額でございます。

14ページをお開きいただきまして、15款道支出金、1項道負担金、1目総務費道負担金では、既定額から2万2,000円を減額し、2万6,000円とするもので、1節土地利用対策事業道負担金に同額を計上、委託金額の確定に伴う減額でございます。

2項道補助金、2目民生費補助金では、既定額に95万4,000円を追加し、1,495万円とするもので、9節市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金に同額を新規計上、新型コロナ地方創生臨時交付金事業で実施いたします高齢者世帯等への生活支援金に対す

る道からの補助金でございます。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に18万6,000円を追加し、476万3,000円とするもので、6節知事・道議会議員選挙委託金で同額を計上、歳出に計上いたしました選挙事務に係る会計年度任用職員の採用に係る委託金の追加でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、5目地方創生基金繰入金では、既定額に24万円を追加し、4,063万6,000円とするもので、1節地方創生基金繰入金に同額を計上、歳出のファミリーサポートセンター事業に充当するため繰り入れるものでございます。

6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に2,036万6,000円を追加し、8,920万7,000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を追加、歳出、建設設計業務支援事業の学校建設基本設計支援業務委託料に198万円、墓地火葬場維持管理事業の案内看板更新工事に121万円、循環農業支援センター管理事業の倒壊施設の解体工事に369万5,000円、ピンネシリ温泉運営事業の非常用放送設備修繕料に227万円、消防庁舎電動シャッター修繕及びストープ設置費として52万4,000円、教育委員会事務局事業の学校建設基本設計委託料に1,068万7,000円をそれぞれ充当するため繰り入れるものでございます。

19款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に5,658万2,000円を追加し、5,659万2,000円とするもので、1節前年度繰越金に同額を計上。

21款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に4,210万円を追加し、7億2,740万円とするもの、16ページをお開きいただきまして、2目辺地対策事業債では既定額から1,140万円を減額し、4,600万円とするもの、3目臨時財政対策債では既定額から2,464万3,000円を減額し、1,901万9,000円とするもの、4目緊急自然災害防止対策事業債では既定額に420万円を追加し、1,650万円とするもので、いずれも内容につきましては第3表、地方債補正で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

予算書8ページにお戻り願います。歳入合計、既定額から5,823万5,000円を減額し、44億350万4,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） ご質問いたします。

私は、ただこういったものは事前調査が必要だと思いましたので、昨日まで私がちょっと分からないところ、不審に思ったところを50項目ぐらいチェックしておりました。そのことが各担当課長さんの皆さんのご協力をいただいて、私が議会事務局に行っているところと説明、指導いただきました。その結果、ほとんどがおかげさまで理解し、納得できたのですが、4項目だけちょっと聞き漏らした点もあり、どうしても不審だなというものがありますので、十分調査したつもりですけれども、誠に申し訳ないですが、本会議での質

問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目、19ページの一般管理費です。一般管理費の職員研修事業の中に職員リカレント教育支援金というのが17万4,000円あります。これを予算資料で見ると、何ということですか、司法書士資格取得に向け通信教育講座の受講をやっている職員がいる、非常に立派な方だなどと思って感心はしているのだけれども、ただ町長も分かっているでしょう。司法書士というのは、弁護士に次ぐ司法の専門家であって立派な事務所も設立できるわけです。弁護士の場合は、法律事務所ですが、司法書士の場合は法務事務所と言っています。世間的にも大変高い地位の職業であるというふうに認められているわけです。こういった資格を取るというのは、少なくとも個人の努力によるものであるわけです。こういう資格というのは、たくさんあるのです、まだ。行政書士というのもあります。これは、市町村行政に対する申請書類、届出書類の代行、提出までもやるのですが、行政書士ですらはっきりと職業として成り立っているのです、今。行政書士の資格を取ろうとするのは、市町村職員が多くて、優秀な職員であればほとんど取れるでしょう。しかし、司法書士というのは、そういうわけにはいかないです。これがいいとすれば、弁護士の資格を取りたいから勉強しますでお金を出せるのですか。税理士の資格を取りたいから、公認会計士の資格を取りたいからといって勉強する人に立派なことだから取れ、取れと出せるのですか。町長、このリカレント教育支援に関する要綱を見えていますか。ここには、こうやって書いてあるのです。対象資格、専攻分野とかいうことで、対象資格は助産師、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、教諭、教諭というのは多分幼稚園教諭のことを言っているわけです。あと、保育士、社会教育主事、学芸員、図書館司書とする。こういうところの中で第3条、第4条、第5条に言っているのは、それぞれ町の業務に直接関係すると認められる場合とあるのだから、司法書士は町の業務に直接関係しますか。これは、言うなれば契約してやる立派な職業であって、この南宗谷管内では1人しかいないでしょう、高田さん。そういうふうな立派な職業なのです。私だったら、町の職員で資格を取ったら町の職員を辞めます。事務所をつくります。そういう立派な司法職の資格を持っている職員をここで使うのですか。使わなければならないのですか。だから、さっき言ったように、対象とする職員というのは全部町の職員として必要な資格を言っているわけです。だから、町の業務に直接関係すると認められる場合というようなことを第3条にも第4条にも第5条にも書いてあるのではないですか。だから、私は言っては悪いけれども、これを勉強している職員は立派だと思う、本当に応援してやりたいくらいの気持ちはあるけれども、こればかりは本人の努力ということで取って立派な法務事務所をつくってやるべきだと思うのです、そういう人ができたら。だから、司法書士や弁護士というような形と同じことですから、これを町の業務に直接関連するというのは認め難い。ですから、悪いけれども、この予算は私は削るか凍結していただかなければ賛成できません。

これをなぜここに上げたかということ、昨日も担当の皆さんと結局こうやって言っている

最後に図書館司書などとするというなどなのです。などがあるから、何でもよくなるのだね、はっきり言うと。そんないいかげんなつくり方したら駄目でしょう。そんな立派な職業だったら、何で明示できないのですか。司法書士だとか、弁護士とか、公認会計士だとか、税理士だとかと一緒に出せばいいでしょう。これは、町長、要綱で意図した資格ではないのです。何かの間違いだったと思うので、間違いを後で認めていただけるのなら、私はそれはそれでよろしいです。

次へ行きます。21ページ、新型コロナウイルス関係で備品購入があります。空気清浄機4台、これも説明によると役場庁舎内、それから笹原参事の説明も庁舎内という言い方をしていたので、担当者とお話ししました、昨日。そしたら、庁舎内とは言っていますけれども、現実には4台あるので、公共施設で必要なところがあったら、そちらのほうへ回すことは可能ですと。だから、図書館にあるのか、それから旧幼稚園のあの施設にもないでしょう。あれは後回しにしても、図書館なんかは子供たちが毎日行くところですよ、そんなところを優先すべきでないですかと言ったら、検討した結果、庁舎内の会議という想定はしていますけれども、必要であれば必要なところに置くことは可能ですし、そうしますと言ったのだ。ところが、今日の笹原参事の話では、案の定庁舎内の会議ということで、どちらが本当なのか、後で教えてください。

次へ行きます。これも私の感覚の問題なのだけれども、23ページ、一番下に君の椅子、子供に贈る椅子、あれは非常にいいことだし、ほほ笑ましいし、子供を大事にする行政の姿勢としてもいいと思うのです。ただ、値段が問題だ。あの小さい木製の椅子が5万円、今5万円出したら課長も座れないような立派な椅子、町長級の椅子が買える時代です。それがあの小さい木製の椅子が5万円するのです。何でそんなにするのですか。これも見たら、こういったことをやっている関連市町村で連合会をつくっているのだ。その連合会を通して注文すると5万円になるのだ。こんな仕組みをつくる必要がどこにあるのか。作っている工場に直接頼めばいいではないですか。幾ら考えても芸術性も含めてせいぜい2万円ではないですか、あんな小さい椅子は、木製の。これも何となく注文して、何となくいいからということだけれども、たった7台で35万円です。だから、まさに5万円なのです。これもちょっと検討してみてください。

そして最後に、これは私が聞き落としたのです。教育委員会の学校建設基本設計の委託料なのですが、委託料も分かりますし、基本設計は当然必要なわけですが。ただ、ここで誰が関わって、これは主に平面図だと思うのですけれども、壁も屋根の色も含めてやるのだけれども、平面図を作るわけだけれども、原案としてやっぱり学校の希望、それから使う人たちの希望もあって、それを具体化していくのだらうと思うのですけれども、教育長、これは私が考えると、誰が関わって考えを出すのかというと、小学校、中学校の教職員の皆さんは入るでしょう、当然。教育委員会の皆さんも入ると思います。学校教育に関わる者、財源に関わる者、社会教育に関わる者の皆さんは入るでしょう。あと、問題は、コミュニティスクールを意図しているとしたら、住民との関わりがどうなるのかなということ

だけ1点聞きたかったのです。

以上です。

○議長（村山義明君） 議場の時計で3時半まで休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

町長。

○町長（小林生吉君） 今のご質問の中の1点目と3点目を私のほうからお答えしたいと思います。

まず、リカレント教育に関する支援に関しては、私から制度を設けてもらいたいということをお願いをして制度化されたものであります。ただ、私の思いの全部が今この制度になっているということではなく、先ほど東海林議員がおっしゃったように今のところは職員の業務に必要な資格取得というようなところが主な対象になっていると。本来は、もう少し広く職業的な資質、スキルとかというだけではなく、仕事をしていく上での幅広い人間性を育成していけるような多様な学習に対する支援があってもいいのではないかなというふうな考え方でいます。現制度の見直しについては、先ほどご指摘のあった点なども含めて今後検討していく必要があるかなというふうには思います。

それと、司法書士の資格を目指すということは、必ずしも独立を目指しているというふうに見ることはないのではないかとこのように私は思います。北海道内においても町村の中で法科大学院、要するに司法試験の受験を目指す法科大学院で学ばせるために北海道町村会に職員を派遣して、それで結果はちょっと聞いていないのですけれども、その資格に挑戦をさせたという自治体もあります。そういう高い法務能力を持って、その方は自治体の仕事をしたいと、私も会ったことがありますけれども、そんな思いを聞いたことがあります。だから、今回ちょっと私も詳しいところを聞いているわけではありませんけれども、司法書士ほどの法務に、法制に関する資格を持つほどの知識を持って我々の行政の仕事をやろうという、その思いであるというふうに思っておりますので、それは十分にこの支援制度の資格、支援の対象になるものであると私は思います。もちろん取ってすぐ辞めますと言われれば、支援費、支援に係った経費も返してよという話をすべきかもしれませんが、私は我々の業務に資するためにこの資格を取得しようというその思いであるというふうに認識をしておりますし、しっかり勉強してほしいし、支援をしていくに値する学習ではないかというふうに思います。

それと、君の椅子の関係についてでありますけれども、家具の値段というのがそれぞれ子供用の椅子は1万円を切るような値段からもっとも高いのまで多様にあるのではないかとこのように思いますけれども、少なくともさっき5万円と言いましたけれども、4

万円の消費税と、あと送料がちょっとかかるので、ということでこの中に団体の運営に係る経費というは入っていないというふうに認識しています。その代わり、また別にその実行委員会のほうへの負担金というのが生じていて、この負担金は君の椅子、生まれてくれてありがとう、子供の居場所を認めて生まれたことへの感謝、そういうことを伝えていこうというこのプロジェクトの普及啓発とか、利用された皆さんへそういう思いを届けていこうという活動に対する必要な費用だというふうに思っています。そういう面では、高い安いの評価は分かりますけれども、世界にただ一つしかないその子供のための椅子ということで取り組んでいる事業でありますので、ほかの参加自治体が子供たちに贈っているのと同様にこの椅子の費用についてもぜひお認めをいただけないかというふうに思います。

私からは以上です。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 私のほうから空気清浄機の購入に関してご答弁させていただければと思いますけれども、私の説明の中で役場庁舎に設置ということでお話ししましたが、私の説明にちょっと不足がありましたので、おわび申し上げたいと思いますけれども、今回4台購入するということでございますので、町の中の町民の方の利用が主に想定されるような施設で、特に空気清浄機の設置がないところについては、今回購入する空気清浄機は当然動かせるもの、可搬式のものでありますので、そちらに優先的に設置するような形で考えたいと思います。あわせて、同じように町の人が集まるような、そういった施設で不足しているところがないかというところも改めて点検はしたいと思います。

○議長（村山義明君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） 学校建設に関わる住民への聞き取りの件について私のほうからお答えしたいと思います。

これまで住民の方からの新しい学校に対する要望等については、住民ワークショップ等を通して声を聞いてきたところではありますが、今後具体的な形になって何が必要か、こういう形ではどうかという具体的な形を示した中で改めて聞いていきたいなというふうには思っております。機会としては、まず今あります設置協議会の中にPTAの代表や教育委員さん、それから自治会の代表等住民の方の代表もいらっしゃいますので、そこで意見をお伺いしたいなということと同時に、これまでも行ってきたのですけれども、学習塾なんかの機会に子供たちからも意見を聞いているのです。これもこんなふうになったのだけれども、君たちはどんなふう思うだろうかということも含めて小学生や中学生に改めて聞いていきたいなと思っております。それから、これまでも行ってきましたが、秋に行う「町長がおじゃまします」の中で住民の方と直接お話ししながら意見を伺ったりということも行っていますし、住民説明会も行っております。そんな形もこの後継続してなるべく町民の方の意見、子供たちの意見が具体的な形になるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） ありがとうございます。笹原参事、教育長の答弁は、満足いたしました。

満足できないのが町長の答弁。町長、リカレント教育支援の要綱をもう一回読んでください。ちゃんと書いてあるでしょう。町の業務に直接関係すると認められた場合というのが第3条にも第4条にも第5条にも書いてある。それは何かと云ったら、第2条に言った私が読み上げた職務なのです。これらを言っているわけです。町の業務に直接関係すると、ここで縛っているわけです。さっき何ですか、町長。どこかの町で法科大学院で弁護士も、いわゆる司法試験を取らせるようなことでやっている人がいる町があると言うけれども、とんでもない話でしょう。司法試験を取ったら、あと司法研修を受けて弁護士か裁判官か検事にしかなれないのです。そんなことで市町村がどうやって応援するのか、市町村の職員をそういうふうにするというのは、町長みたいに大学院に行って、また帰ってきて町で立派にやってくれる、そういう人を応援するというのは分かる。違うでしょう、言っているのは。弁護士や公認会計士や税理士や司法書士を育てるための要綱ではないでしょう、これはどう読んでも。そうやって言っているのに、こじつけてそこへ持っていくというのは、たまたま今職員の中でそういう志を持っている人がいたから応援したいという気持ちは分かります。ただ、やっぱり要綱がある以上は、町のためになるような資格をとるのであれば、これは私も応援します。ただ、司法書士は、とんでもない司法の専門家で立派な職業なのです。しかも、高い位置にいる職業です。個人で法務事務所まで持てるのですから、何度も言っていますけれども、そういった資格を取ったら、職員だから辞めるでしょう、町なんか。

それと、もう一つ疑問があるのは、非常に難関なのです、司法書士の試験というのは。行政書士は、さほどではないのだけれども、司法書士は何倍も大変なので、もし万一合格できなかつたらどうするのというところもあるでしょう。この辺もお答えいただいて、私の思いを納得してほしいのですけれども、いかがでしょうか。町で司法試験を受けるまで応援するというのは、ちょっと現実的でないと思うのですけれども。

それと、君の椅子です。4万円にしたって高いのは間違いない。敬老会に1人当たり幾らかけているのか、3,000円もかけていないのだ。それなのに、あの小さい椅子だって何年使えますか。だから、志や思いやりはいいのだけれども、7脚で35万円ですから、5万円と言って当たり前でしょう。それは高過ぎないか。椅子でなくたっていいでしょう。そんなものたまたまどこかでやったのが当たったからといって乗っかる必要はない。中頓別町だったら、また独自に何か考えてやったらいいのではないか。椅子がなければ乳母車でもいいし、何か考えてやったほうがいいような気がする、そんな4万円も5万円もするようなものであれば、それをもう一度検討してください。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私が法科大学院派遣の話を広げたのが誤解を生んでいるのかもし

れませんけれども、あくまでもこれは行政の仕事をしていく上で本人のスキルを上げたいと、そういう思いで資格を取ろうとしているものだというふうに認識をしております。先ほどの直接というところは、どう解釈するかというのはありますけれども、小さな町の中で法制を担当するというのは職員を多く配置できるわけではないので、本当に大変だと、私も長くやっていますので、というふうに思っています。自治体の政策法務というものをしっかり取り組んでいく、そのために司法書士並みのスキルを持って携わりたいというその思いは、私は先ほども言いましたけれども、本当に尊重すべきものであるというその認識は変わりません。ぜひ私としてはこれを認めてあげたいという思いであります。もちろんさっき言いましたように、辞めると決めるのはちょっと違うというふうに思っています。あくまでもこの町で働き続けるという、その意思是っかり持っている職員であるというふうに私は認識をしておりますので、その上でこうした司法書士並みの法務知識、スキルを持ってやりたいというこの思いをぜひ理解していただけないかなというふうに思います。

それと、君の椅子、何でもいいということではやっぱりないと私は思います。このプロジェクトは、事前にもう少しこのプロジェクトの経緯等について担当課のほうから説明をさせていただければよかったのではないかなというふうに思いますけれども、元を言えば、お母さんたちと懇談をした際に子供たちがふだん木に触れられるような、そんな木製品、木で作った椅子、そういうものがもらえたらいいなという、あるいは自分たちで作れたらと、そんなようなお話から話が及んで、この旭川大学から発信された君の椅子プロジェクトのことを紹介をして町民のフォーラムも開催をして、そういった中で参加者の多くからこのプロジェクトの意義を理解していただいて進めたらいいのではないかなというようなご意見を踏まえて進めているものであります。確かにこの椅子が実際に座って使えるのは何年なのだというのにはありますけれども、ただ君の椅子プロジェクトの趣旨は実際に座れなくなって終わる椅子を贈るということではなくて、その子供の誕生を多くの人が祝って、生まれてくれてありがとうという感謝の気持ちを伝えて、それを大人になっても持ち続けてほしいと。だから、実際にこのプロジェクトに参加されている市町村の取組の中では、大きくなってから集まったときにもこの椅子を持ち寄って成人を祝うとか、そういったような取組をされているし、あるいはされようとしているというふうに聞いております。これは、ただ物のプレゼントではなくて、そういう居場所として、そして生まれてくれた感謝という、そういうものを伝えるものだというものでありますので、確かに安いとは思いませんけれども、それ以上の価値のあるプロジェクトであり、プレゼントであるというふうに私は思いますので、ぜひご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長、一生懸命答弁してくれているのは分かるのだけれども、君の椅子については私もそんなにこだわりません。でも、何かちょっと評判のいいのに乗ったというような簡単な感じがしてしょうがないのです。本当に子供の成長を願い、将来的な子供の思いや母親の思い、父親の思いを託すのであれば、まだ別なものがあつた

っていいのではないか、それを考えたほうがいいのではないかとっているのです。そんな連盟があるからと、簡単にその連盟に言ったら自動的に来るのでしょうか。そんな便利なものはないです。町は何もしなくてもいいのだから、何個下さいで済むのでしょうか。そんなのではなくて、町独自のアイデアで子供にとっても親にとってもいい思い出になるものがあるとしたら、考えなさいということを行っているのです。君の椅子の在り方も私の個人的考え方でいうと、非常に立派ないい考え方だとは思っているのです。でも、まだ別にもあるのではないか、それに乗っからなくても。だから、町長、これは後日の問題になるけれども、できれば小さいお子さんを持つ皆さんと少しは協議して、何がいいのだろうねというような機会があってもいいのではないかと私は思います。ただ、予算的にはこれは私は問題ないと思います。

ただ、リカレント教育支援に関するものでは、要綱がなっていません、これでは。では、町長、この要綱のまま司法書士に応援できると思っているのですか。思っているのだしたら、直してから言ってください。ここにわざわざ十数の行政に直接関係すると認められる職業として載せているのだ。ここに司法書士と載せてから考えてください。要綱といえども規則に準ずるものですから、そういうことをした上でこじつけでなく、ここにこう載っていますからやりますと言わなかったら、この十数件の資格の最後になどがついているから、これも当てはまるだろうなんて、そんなむちゃな言い方したって通らないです。町長の性格に合わない、そんな言い方したら。もう一回答弁してください。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 大変申し訳ないですけども、私はこの職員の思いを応援してあげたいということに尽きます。要綱の精査については、改めてしっかり考えてご報告をさせていただきたいというふうに思いますけれども、ぜひこうした思いのある職員を応援しようという、そこについてのご理解を賜ればというふうに思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど不合格の場合についてどうなのだというお話がありましたけれども、お答えが漏れていたもので、補足させていただきたいと思っておりますけれども、私はこのリカレントの支援の趣旨から合否を問うものではないのではないかとというふうに思っていて、その学習をすることを、もちろんこれは自己負担も伴うことなので、その負担に対する一部を支援しようということが趣旨だというふうに考えているので、不合格だったら支援金を全部返せということではないかなというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 3回過ぎていますから、それを考えて質問してください。もう一回許しますから、いいですよ、もう一回。

○5番（東海林繁幸君） それで、町長、そこまで町長が期待して応援したいという気持ちは分かるのです。分かるけれども、要綱にないことをやるなということを行っている、改正してからやりなさいと。それであれば、先ほどから言っているように行政書士の資格、

公認会計士の資格、税理士の資格、弁護士の資格を取りたいという思いで研修している人に助成できますね、これから。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 物すごく多様な学習すべき機会が、学習とか資格を取得しようという、そういうものがある中で限定的に列挙するというのは、列記されたものだけが対象とする要綱ということではなければならないということでも必ずしもないのではないかと思います。できるだけ対象が判断できやすいような例示的な列記というのは必要ではないかというふうには思いますので、先ほども言いましたように要綱の中身についてはしっかり精査をした上でその内容も報告させていただいて、それから執行したいというふうに思います。どういうものが対象になっていくのかということについては、基本的には今ある考え方としては1つはある程度限定されているのですけれども、私たちの行政の仕事をしていく上でその職務に資する資格等の取得に関する学習とかということが対象となっているので、資格取得をして辞めるとか独立しようとか、そういう趣旨のものについては基本的に考え方が違うというふうには思いますけれども、そういった資格を取得して私たちの日々の仕事をしていく上での経験、スキルアップ、そういったことにつなげようという、そういう意欲のある者は対象にすべきではないかというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 今のやり取りは、町長の意向も分かりますし、東海林議員の要綱にもないことなのにそこまでやるのかということも分かります。これは、また改めて話し合いをしてもらいたいと思いますが、私から三、四点質問ありますので、お願いいたします。

まず、22ページ、23ページ、社会福祉総務事業委託料の中です。これは、私の考えでは介護医療院のことであるのかなとは思いますが、そこで7月1日から介護医療院がスタートいたしまして、今まで2か月過ぎております。その中身を私は知りたいと思います。というのは、その医療院のスタッフは介護員が何人いて、介護士が何人いて、そして利用者さんというか、患者さんになるのか、ベッド数16床のうち何名現在いるのかお伺いしたいと思います。本来であれば、こういう事業が7月1日からスタートして定期的に私どもに報告してもらおうのが当たり前でないのかなと思ひまして、今までむかむかとしていたわけなのですけれども、定期的にやっぱりこういうことは知らせてもらいたいと思います。

それと併せて、老人福祉、要するに南宗谷福祉会の運営補助金、今回2,500万円ですか、載っておりますが、これは何か月分なのですか。当初のスタートからだとは思いますが。というのは、3月の定例会で今までの分の運営補助金を出しておりますので、ということは4月1日から、用意スタートから法人ではやっぱりやっていけないということになっているのかなと思います。そこで、今後町長はどのような考えを持っているのか。これは、法人だけでは本当にやっていけないというのが現状だと思います。私が前に言ったように、行政主体で町から繰り出ししていかなければ今後やっていけない、多分本当に近

い将来この法人でやっていけば分解してしまうような形になろうかと思しますので、今後の町長の法人に対しての考えをお聞きしたいと思います。

それともう一点、24ページ、25ページ、畜産費の中で、これは私が質問してもいいのちょっと分かりませんが、循環農業支援センターの解体工事、約400万円、369万5,000円、これは業者が決まっているのですか、解体業者。

(何事か呼ぶ者あり)

○6番(星川三喜男君) 決まっていないでしょう。それで、そういうような金額がどういう形で出てきたのかお伺いしますし、解体後今ある施設を今後どう考えているのかお聞きいたします。

○議長(村山義明君) 国保病院事務長。

○国保病院事務長(西村智広君) 私のほうから介護医療院の部分についてお答えいたします。

星川議員から言われたとおり、介護医療院の開設してからの報告がされていなかった部分について申し訳ありませんでした。介護医療院のスタッフについては、介護支援委託業務のほうで一人応募はあったのですが、採用に業務を進めていた段階でご辞退されてしまった経緯もありまして、結局委託支援業務のほうで採用できたのは看護助手1名になりまして、介護医療院のスタッフについては今現在介護福祉士3名、看護補助者3名、あと看護助手が1名、病院側ということで、一応7名体制で運営している状況になります。利用者のほうにつきましては、7月1日の移行に向けて家族との調整を進めていたのですが、家族からのご理解のほうは得られなくて移行に至らなかったケースもありまして、8月中旬までで最高の利用者の数になったのが9名になりまして、ただ8月中以降亡くなられた方もいまして、今日現在は介護医療院の利用者については6名となっている状況になります。

以上です。

○議長(村山義明君) 小林町長。

○町長(小林生吉君) 法人の老人福祉施設の運営に関しての補助金については、基本的に適切な介護のスタッフを確保して高いというか、一定の稼働率を確保できれば、少なくとも特養とかについてはそんなに大きな赤字を生まずに運営できるのではないかというのが私の考えです。法人も努力はもちろんされているのだと思いますけれども、なかなか職員の確保や何人確保すればできるのかということもちょっと認識のずれがあるのですけれども、仮にどうしてもそのことで規定よりも多い人数が必要であれば、それはそれでその事情に対しての支援というのは考えられるのかなというふうには思いますけれども、現状では職員もいない、利用者も少ないというような状況の中での運営になっているというところはあると思います。ただ、もう少し改善できる余地はあるのではないかというふうに思っておりますので、何となくしようがない、できない、赤字になった、町に補助金を出してくださいという話をそのまま受けていては町の貴重な財源が生きたお金にならない

で終わってしまうということになることを懸念しています。だから、法人の運営内容等についても共に考えながら、将来に向かって収支の不足が生じないようにやっていくことが必要ではないかというふうに思っていますが、端的に申し上げると法人にももう少し努力をしていただく余地はあるのではないかとというのが端的な私の認識であります。ただ、そこをどう解決するかは、しっかり町も一緒になって考えていくという姿勢は持っていきたいというふうに思います。

あと、介護医療院から始まっていく地域医療提供体制と地域包括支援の仕組みの一体的な見直しの移行期については、先ほど病院のほうもまだ介護医療院6床しかないとか、どうしても人の移動に伴って稼働率が低い時期があるので、そういったところで移行期における特別な費用が生じるというところはある程度覚悟しなければならないかなというふうには思っていますけれども、これは町側の問題もありますけれども、介護医療院の移行に関しても開設前に想定したスケジュールどおりには事が動いていなかったりというようなところもあるので、そこはしっかり加速をしていくように努力をしたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 循環農業支援センターの原料混合棟の屋根の解体工事でございますが、この工事費の部分につきましては実績のある業者さんに参考見積りをいただきまして出しております、予算措置ができた後に入札を行っていきたくと思います。なお、解体したときの、解体の部分だけですので、資材の部分については有価物として売買というか、処分をしていくということで考えております。

今後の施設の部分ですが、この施設は補助事業で整備しております、処分制限期間があとまだ十四、五年残っているという状況でございます。それは、振興局とも話をしているところでございまして、そこを使わないと補助金返還という可能性もあるということで伺っておりますので、今後災害共済保険の対象にもなりますので、保険のほうとも相談しながら、同じような建て方でいいのかどうか、改めて再設計して進める必要があるのかということも内部で検討しながら、今年は撤去のみということになりますが、来年度以降に復旧というか、再設計した形での見直しを図るか検討して進めていくという形を考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 分かりました。

それで、もう一点、介護医療院のことなのですけれども、要するに今ベッド数16床中、ここにきて3名亡くなっていますよね。あの方々……多分亡くなっているのがそうでないかなと私の推測では思ったので、やはりそうですか。ということで、6名しか今現在いないと。用意スタートする時点で、要するに前から私も言ったのですけれども、7月1日からスタートするのにベッド数に利用者さんがいないというのは最初から準備態勢がなかった。それと、後からいろんな人から聞くと、病院にいられるケアマネさんの話が

何か宙に浮いてしまって納得できないと、そう言う方々が家族から数名、私は聞いております。ああいうような説明では、絶対利用はしないというようなことを言っておられる家族が数件いましたので、そこら辺も伝えておきます。そこら辺は、やはり事務長を中心としてみっとケアマネと話し合いをしてよりよい、せっかく介護医療院がスタートしたのですから、できるだけベッド数が満床になるような形で今後やってもらいたいと思いますので、その点もよろしく願いいたします。

それと、町長、長寿園です。前々から町長も言っているように、法人の努力をお願いしたいということは前々から私も聞いておりますし、私もそう思いますけれども、これは物事の判断でやはり法人側と行政側、私たちとの考えがちょっと違うのかなと。向こうは向こうで一生懸命頑張っているのにもかかわらず、運営が行き詰まっていくのは何なのかなと長寿園の方々からも聞いたことがありますし、今中で働いている人方が一生懸命やっているのにもかかわらず採算が合わないということは、今後の介護士のなかなか長寿園には職員として採用者が入ってこない、入ってこないどころか退職して違う医療院に入っていくという職員もいたという話も聞いておりますし、そこら辺ももっとも町長も法人の方々とは膝を交えて今後どのようにしていくのが一番ベストなのかを早急に、今年中にやっぱり方向性を私は見いだすべきだと思います。というのは、ここで運営補助金を出している以上、1回出したらもうこれが2回目、3回目です。今年1年間このような形で行政から運営補助金を出していかなければならないという形になるので、私はやはり早急に今後の対応策、今後の運営について話し合うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 話し合っていないわけではないのです。ただ、なかなか状況が膠着して改善されないという現実はあるということですので、これをどう打開できるのかということについてはしっかり町も当事者として関わって解決に向かいたいというふうに思います。運営の赤字だけではなくて、人材の確保、外国人の確保だったり、資格取得であったりとか、町は様々なそういう側面的な支援で人材を確保して運営できる体制を構築するということに向かっての支援もしていて、そのなかなか結果がまだ伴っていないところが残念ながらあるのかなということでもありますので、そういった今の支援の仕組みや運用なんかも含めて丁寧に話をしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 21ページのビジネスチャット導入業務委託料ということでお伺いしたいのですが、今までもコロナ禍においてリモートワークや何かをなさってきたとは思いますが、先ほどのお話ではチャットということは恐らくお互いに話をしながら仕事を進められるということで認識してよろしいのか、それと契約上……

○議長（村山義明君） 西浦さん、本会議ですので、立って。

○3番（西浦岩雄君） 契約上、これは恐らく半年の予算というか、かなと思うのですが、1年間通してこういう業務委託をした場合には結構な金額になると思うのですけ

れども、それについて使用料として大体概算しているのか、その辺についてお伺いしたい
なと思います。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） ビジネスチャットは、導入したら特にランニングがかかる
ものではなくて、現在使っている役場庁舎のシステムのオプションとしてチャット機能を
組み込むことができるシステムが開発されましたので、それを組み込むだけなので、ただ
ランニングがかからないよといいながらもやっぱりメンテナンス費用等はちょっとかかっ
ていくとは思いますが、月幾らですよとか、そういうのは今のところないはず……です
よね、違ったかな……ごめんなさい。ちょっと今ふと思い出したことが、少しお待ちくだ
さい。

申し訳ありません。年間7万円かかるということになります、利用料。1ユーザーに対
して幾らというのを年間払わなければいけないということになっています。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長、私が実は困っているのは、このままでいったらこの予算
は否決に回らなければならないのです。それで、提案なのですけれども、このリカレント
教育支援に関する要綱を適用したというのはやっぱり誤りだと思うのです。だから、この
要綱を改正、整理をして、例えばですが、私の考え方ですが、町の業務に直接関係すると
認められる場合等に例えば個人的な教養を高める、そういったための資格を得ようとする
者とか、何か付け加えれば、それはそれで可能だと思うのです。それと、基本的に私は行
政経験からいうと、財源を伴う要綱だけはおかしいと思うのです。これは、上に条例規則
があるなら別だけれども、ただの要綱でやろうとしているのに無理があると思うので、本
来は少なくとも規則制定ぐらいはしておいたほうがいいのではないかなと。それで、町長、
これで予算執行するといったら私は違法だと思うのだ、このやり方は、決まっていないの
に執行してしまったら。だから、少なくとも要綱だけはきちっとそれを執行するに値する
ものに内容を改正してから執行するというように約束してくれれば、私はこの予算を賛成
で通せると思うのだけれども、いかがですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほどそのようにお答えしたつもりだったのですけれども、今回
予算を上げているので、まだ執行はしていませんから、実際。だから、納得いただけるよ
うに要綱を直してご提示をして、それで支援するということに対してぜひご理解をいただ
きたいということで先ほども言ったつもりだったのですけれども、ちょっと届いていなか
ったので、改めてそういう考えだということです。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 25ページ、墓地火葬場維持管理事業で工事請負費として案内看
板更新工事がありますが、この看板は自社のほうで社会貢献で立てたと思うのですけれど
も、説明資料を見ました、こういうものをやるということで。これは、場所は同じところ

に立てる意味なのかお聞きします。

○議長（村山義明君） 石川総務課参事。

○総務課参事（石川章人君） ただいまの細谷議員の質問に対してお答えいたします。

場所は、もともとある前に立っていた以前の場所としまして、説明資料のとおりあそこは風を受けやすく、積雪もひどいという場所であって、ほかに立てる場所がないかというのを模索したのですけれども、ちょっと見当たらないというところで材を強固にした形で新たに設置するという考えでいます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 私は、立てるのには問題ないと思います、あそこに。でも、墓地の入り口の看板標示であれば、中頓別町から来たらあその墓地で曲がるところが全然分からないのです。それと、豊泉のほうから来たら左に車は走ってくるから右の山を上がるというのは分かるのですけれども、あの看板は近くに行かないと見えない。そうするのであれば、あそこには視線誘導標が立っていますから、土現さんと協議してもらって視線誘導標に抱かせるような看板、中頓別墓地200メートル先だとか、そういうように標示しないと、今年のお盆にもあったのだけれども、札幌市の人に来て私の前を走っていたのかな、あの辺本当に墓地に上がろうとするのだけれども、どこから入っていいか中頓別町のほうから来て分からなくて、危なく私もぶつかるころだったのだけれども、入り口看板を標示するのであれば、200メートル先に墓地がありますだとか、そういうのを土現さんと協議してもらって看板を立てるのが、今の看板を立てるのも問題ないのだけれども、その標示も必要ではないかと思います。特に自動車学校には、車が両方から見えるように中頓別自動車学校と書いているし、あと鍾乳洞に入るところも何本か視線誘導標で鍾乳洞あと何キロメートルとか書いてあるから、その辺の予算も今後、これから墓地へ行く人はあまりいないけれども、来年のお盆ぐらいまでにはそういう予算も計上してほしいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 石川総務課参事。

○総務課参事（石川章人君） まさしくご指摘のとおりでございまして、内部で協議したときもそのような話が出ています。今後もその辺はちょっと検討いたしまして、墓地の入り口の看板だけではなくて、それ以前の部分の、先ほど言われたとおりの何百メートル手前とか、そういうところも検討して今後できたら設置していきたいなと思っています。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第48号を採決し

ます。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長(村山義明君) 日程第20、議案第49号 令和4年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第49号 令和4年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきまして、山田自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 山田自動車学校長。

○自動車学校長(山田和志君) それでは、ご説明させていただきます。議案第49号 令和4年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。令和4年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

令和4年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5,451万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月13日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に27万5,000円を追加し、5,451万5,000円とするものです。内容は、17節備品購入費で自動車学校来校者、免許取得者、高齢者講習受講者の体温測定の体温検知カメラを購入するものとして27万5,000円を追加するものです。

6ページをお開きください。歳出合計、既定額に27万5,000円を追加し、5,451万5,000円とするものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。4款繰入金、1項繰入金で既定額に27万5,000円を追加し、1,692万5,000円とするもので、一般会計繰入金の追加によるものです。

4ページをお開きください。歳入合計、既定額に27万5,000円を追加し、5,4

51万5,000円とし、歳入歳出のバランスを取っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第49号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 令和4年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りいたします。

議案審議の途中ですが、時間も相当経過しておりますので、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はこれをもって延会いたします。

なお、明日9月14日は午前9時30分から会議を開きますので、時間励行でご参集願います。

大変ご苦勞さまでした。

（午後 4時30分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員